

会員の属性について（第20期～第25期）

会員の属性（年齢）

	総数 (人)	54歳以下 (人)	割合 (%)	55-59歳 (人)	割合 (%)	60-64歳 (人)	割合 (%)	65歳以上 (人)	割合 (%)	平均年齢 (歳)
第20期	210	46	21.9%	54	25.7%	88	41.9%	22	10.5%	58.8
第21期	210	20	9.5%	52	24.8%	86	41.0%	52	24.8%	60.7
第22期	210	21	10.0%	68	32.4%	99	47.1%	22	10.5%	60.1
第23期	210	21	10.0%	53	25.2%	80	38.1%	56	26.7%	60.9
第24期	210	23	11.0%	69	32.9%	79	37.6%	39	18.6%	60.1
第25期	204	23	11.3%	58	28.4%	85	41.7%	38	18.6%	60.1

※各期の発令時の数値。

会員の属性（男女比）

	総数 (人)	男性 (人)	割合 (%)	女性 (人)	割合 (%)
第20期	210	168	80.0%	42	20.0%
第21期	210	167	79.5%	43	20.5%
第22期	210	161	76.7%	49	23.3%
第23期	210	161	76.7%	49	23.3%
第24期	210	141	67.1%	69	32.9%
第25期	204	127	62.3%	77	37.7%

※各期の発令時の数値。

会員の属性（産業界出身）

	総数 (人)	産業界 (人)	割合 (%)
第20期	210	5	2.4%
第21期	210	4	1.9%
第22期	210	4	1.9%
第23期	210	3	1.4%
第24期	210	6	2.9%
第25期	204	7	3.4%

※発令時の役職が企業関係である者をカウント。

会員の属性（地域）

	総数 (人)	北海道 (人)	割合 (%)	東北 (人)	割合 (%)	関東 (人)	割合 (%)	中部 (人)	割合 (%)	近畿 (人)	割合 (%)	中国・四国 (人)	割合 (%)	九州・沖縄 (人)	割合 (%)	その他 (海外等) (人)	割合 (%)
第20期	210	5	2.4%	8	3.8%	133	63.3%	13	6.2%	41	19.5%	3	1.4%	7	3.3%		0.0%
第21期	210	5	2.4%	8	3.8%	131	62.4%	15	7.1%	38	18.1%	4	1.9%	8	3.8%	1	0.5%
第22期	210	7	3.3%	14	6.7%	125	59.5%	17	8.1%	32	15.2%	2	1.0%	12	5.7%	1	0.5%
第23期	210	6	2.9%	14	6.7%	124	59.0%	16	7.6%	31	14.8%	9	4.3%	10	4.8%		0.0%
第24期	210	6	2.9%	18	8.6%	113	53.8%	14	6.7%	44	21.0%	9	4.3%	6	2.9%		0.0%
第25期	204	8	3.9%	12	5.9%	104	51.0%	15	7.4%	49	24.0%	7	3.4%	9	4.4%		0.0%

※各期の発令時の数値。

※勤務地による。

※東北：青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島、
 関東：茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・新潟・山梨、
 中部：富山・石川・福井・長野・岐阜・静岡・愛知・三重、
 近畿：滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山、
 中国・四国：鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知、
 九州・沖縄：福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄

会員選考プロセスの見直しについて（検討案）

令和3年12月 日本学術会議幹事会

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日 日本学術会議）に沿って、第26期会員選考については、以下のように取り組む。

1 選考方針

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日 日本学術会議）（抜粋）

4 会員選考プロセスの透明性の向上

【改革の方向性】

そこで、日本学術会議の独立性をコ・オプテーションの原則によって確保しながら、会員や連携会員候補選考の際の基本的な考え方、候補者情報の収集手法、選考各段階における人数や内訳の概要などを開示するとともに、選考委員会の透明性向上に向けた様々な取組を実施します。また、ジェンダーバランスや年齢バランスに加えて、産業界に属する研究者や高度専門職者として研究活動にも従事する方々など、大学や研究機関以外で優れた研究や業績がある会員を増やして、会員構成の多様性をさらに充実させるために、幅広い候補者から選定できる方策を検討します。

【具体的な取組】

(1) 会員候補選考に関する説明責任の強化：社会に開かれた選考に向けて

会員、連携会員候補選考に当たっての多様性への配慮が重要です。そこで、日本学術会議法に定める「優れた研究又は業績がある科学者」という条件を前提とした上で、期毎に求める人材像を明確にし、選考方針を作成して公表していきます。その際、外部有識者をはじめ、幅広く第三者からも意見を徴する仕組みを設けるなど、新たな方策も検討します。

また、このような観点から、選考方針に関しては従来配慮してきた項目に加え、新たな項目も含め明示します。会員候補に求められる資質としては、社会の動向を的確に把握し異なる専門分野間をつなぐとともに、社会と対話する能力などを重視することを新たに明文化します。また、これまで重視してきた地域やジェンダー、年齢、所属等の観点からの多様性の強化を図ります。また、学術の動向を的確に把握し、学際的分野からの会員候補選考を強化するため、第25期会員の選考に当たって実施した部を超えた枠の設定を拡大していきます。

社会が求める課題について学術的助言を行うため、次期に重点的に取り組む事項を想定し、それにふさわしい分野からの候補選定を行うとともに、中長期的課題に対応し期をまたいで継続的に検討することに留意した会員候補者の選考にも取り組みます。

○選考委員会において、年内を目途に「選考方針」の原案を策定し、原案を基に会員・連携会員から意見、外部からの意見等を聴取したうえで、数回の選考委員会で議論を進め、「選考方針案」を策定し、幹事会の議を経て令和4年4月の総会に提案。同総会において、第26期の会員選考方針を決定する。

○連携会員についても、分野横断的・中長期的な審議課題に沿った選考の方針を明確化する。

※連携会員の役割や人数、分科会の在り方に留意

○選考方針は、以下の内容等とする。

1. 求められる会員像の明確化

- ・日本学術会議法に定める「優れた研究又は業績がある科学者」であることに加え以下のいずれかの要件を備えていることを考慮
- ・学術の動向並びに社会の動向を的確に把握し、異なる専門分野間をつなぐことができる人材
- ・社会と対話する能力を有する人材

2. 第26期に重点的に取り組む事項、分野横断的・中長期的に取り組む課題等の明示

- ・第26期に引き継ぐ重点課題や分野横断的・中長期的な検討課題は、総会での議論

や会員等の意見、分科会等での議論を踏まえて、幹事会において決定

- ・部会や分野別委員会においても、各部会等での重点課題や分野連携的に取り組むべき重要課題等を決定（分科会の在り方、提言の在り方と連動）

3. 選考要領（後述）において明示すべき事項と各事項の考え方

○選考方針は、日本学術会議の職務執行に求められる独立性を前提としつつ、外部の有識者を始めとする第三者の意見も聴取するなど、広い視野に基づく検討を行った上で、策定し、公表する。

（有識者イメージ案）

- ・大学関係組織、研究助成機関、国際学術団体の代表者、産業界、NPO（学協会以外）等

○選考方針はHP等を通じて社会に公表する。

2 選考要領

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）（抜粋）

4 会員選考プロセスの透明性の向上

【具体的な取組】

(1) 会員候補選考に関する説明責任の強化：社会に開かれた選考に向けて

また、このような観点から、選考方針に関しては従来配慮してきた項目に加え、新たな項目も含め明示します。会員候補に求められる資質としては、社会の動向を的確に把握し異なる専門分野間をつなぐとともに、社会と対話する能力などを重視することを新たに明文化します。また、これまでも重視してきた地域やジェンダー、年齢、所属等の観点からの多様性の強化を図ります。また、学術の動向を的確に把握し、学際的分野からの会員候補選考を強化するため、第25期会員の選考に当たって実施した部を超えた枠の設定を拡大していきます。

○選考方針に基づき、選考委員会において具体的な考え方やその手順（選考要領）を定める。

○選考要領は、以下の内容等とする。

- ・地域やジェンダー、年齢、所属等の観点からの多様性を重視（それぞれの目標数等の設定）
- ・学術の動向を的確に把握した学際的分野からの選考を重視（従来から実施していた「選考委員会枠」の拡大）
- ・各分野別の選考は、分野の異なる委員も参画してより多面的な視点から優れた研究又は業績を評価
- ・第26期に引き継ぐ重点事項等を踏まえ、それにふさわしい人材から選考
- ・中長期的課題に対応し、前期から継続的に検討することに留意して選考
- ・選考の手順、対応スケジュール

3 推薦方式

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）（抜粋）

4 会員選考プロセスの透明性の向上

【具体的な取組】

(1) 会員候補選考に関する説明責任の強化：社会に開かれた選考に向けて

会員・連携会員候補者のリストアップ方法については、外部有識者の意見も徴した上で選考方針を決定、それに基づいて日本学術会議内外からの情報提供を募る新たな方式を検討します。とりわけ、協力学術研究団体への情報提供依頼のあり方について見直すとともに、協力学術研究団体以外の諸団体（大学、産業界、NPO・NGO等）からの候補者に関する情報提供が重要と考え、その方策を検討して実現に取り組めます。

○次期の会員・連携会員の候補者については、会員及び連携会員が推薦する。

○会員・連携会員いずれも「優れた研究又は業績がある科学者のうちから」選考・任命することから（日本学術会議法第15条、第17条）、連携会員として推薦された者を会員の候補者として選考するなど、幅広い候補者の中から適任の者を選考することを

可能とする。

※推薦された者に対する就任意思確認の時期及び方法に留意

(参考) 日本学術会議法

第十五条 日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。

2 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。

3・4 (略)

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

○現行、協力学術研究団体だけに依頼している情報提供の依頼先を拡大する。

(候補例)

- ・国立大学協会、公立大学協会、私立大学連盟、私立大学協会、国立大学法人等
- ・産業界やNPO
- ・政策関係機関（シンクタンク、独立行政法人等）

○協力学術研究団体への候補者の情報提供依頼のあり方の見直しを検討する。

4 選考方式

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）（抜粋）

4 会員選考プロセスの透明性の向上

【具体的な取組】

(1) 会員候補選考に関する説明責任の強化：社会に開かれた選考に向けて

選考プロセス、各会員の業績、抱負の公表については、以下の事項を実施します。

まず、会員候補選考過程について、一般の人々にも分かるようHP等により情報発信を強化します。各分野別の選考に際しては、分野の異なる委員も参画してより多面的な視点から業績の評価を行い、候補者の多様性を確保します。その上で、候補者については選考方針に基づく選考理由を公表します。また、会員として任命された後に、業績と会員としての抱負を公表します。

(2) 3部体制、各部の人数の見直しについての検討

なお、部のあり方、適正な人数分布などを考えるに当たっては、そもそも多様な学術の分野を「代表する」とはどういう意味なのかの検討が必要です。

○選考委員会における分野別の選考（各部に対応する分科会での選考）に際しては、分野の広がりをもった視点にも立って優れた研究又は業績の評価を行うといったことを検討する。そのためにどのような方法が可能か（例えば、他分野の選考委員が選考に加わる、あるいは関連する分野別委員会と意見交換を行うなど）

○従来実施してきた部を超えた選考枠（選考委員会枠）を拡大する。その際、選考委員会枠については、特に最新の学術動向を把握し、学際分野や新たな学術分野などからの候補者を選考することを原則とする。

○選考委員会における分野別の選考に際しては、選考方針に定められた求められる会員像に該当することを確認した上で、幹事会が明示した重点課題等を踏まえた選考理由を明記する。

○なお、各部に所属する会員数については、選考委員会枠の在り方の検討を踏まえ、推薦した部と異なる部に配属することも認めるなど、より柔軟に対応する。また、「学術分野を代表する」ということの意味、部の構成の在り方等についても検討を進める。

5 決定方法

○選考委員会→幹事会→総会の流れとする（従来どおり）。

○選考委員会における候補者決定に際しては、選考理由を明らかにする。

6 情報提供・公表

「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」（令和3年4月22日日本学術会議）（抜粋）

4 会員選考プロセスの透明性の向上

【具体的な取組】

(1) 会員候補選考に関する説明責任の強化：社会に開かれた選考に向けて

選考プロセス、各会員の業績、抱負の公表については、以下の事項を実施します。

まず、会員候補選考過程について、一般の人々にも分かるようHP等により情報発信を強化します。各分野別の選考に際しては、分野の異なる委員も参画してより多面的な視点から業績の評価を行い、候補者の多様性を確保します。その上で、候補者については選考方針に基づく選考理由を公表します。また、会員として任命された後に、業績と会員としての抱負を公表します。

○会員候補者の選考過程（推薦者数、部会及び選考委員会での候補者数等）は、HP等により情報発信（発信内容については要検討）する。

○会員候補者については、選考方針に基づく選考理由を公表する。

○会員として任命された後には、研究又は業績の内容と会員としての抱負を公表する。

7 その他

○連携会員の候補者決定、任命時期等については、今後検討する。

・具体的な重点事項等の内容やどのような分科会を設置するか等を踏まえて検討する。

・また、分科会や小委員会の在り方（小委員会委員の在り方も含む）、設置数等の見直しと関連して検討する。

○会員の補欠選考について

・会員選考プロセスの見直し状況を踏まえ、新たな選考ルールを策定する。

・定年等による欠員が出た場合、当該定年者等に連携会員として参加いただく。当該定年者等が連携会員に就任できない場合は、補欠会員が任命されるまでの間、必要に応じて、その後任となり得る者を欠員の生じた部からの推薦に基づき特任連携会員として任命することで対応する。

〔令和元年7月25日〕
日本学術会議選考委員会決定
令和2年2月27日一部改正

第25期改選の基本方針（会員・連携会員の選考方法）

I 第25期会員の選考方法

選考となる対象

優れた研究又は業績がある科学者（日本学術会議法第17条）

1 考慮すべき点

(1) 各部選出人数

前期の考え方を踏襲し、改選後の人数を70名にそろえるために以下の人数とする。

第1部関係	41名	（非改選29名）
第2部関係	34名	（非改選36名）
第3部関係	30名	（非改選40名）

(2) 専門分野のバランス

できるだけ学問の境界領域、新しい領域に配慮する。

(3) 女性会員の維持、増加

第4次男女共同参画基本計画における成果目標として、「2020年（平成32年）に日本学術会議の会員に女性が占める割合を30%」とする目標が立てられている。会員定数210名の30%は、63名。令和元年11月現在の女性会員は68名（32.3%）（平成29年10月（24期発足時）：69名（32.9%））

令和2年9月末に改選となる女性会員34名→選考目標40名以上とする。

（「非改選34名」+「選考目標40名」で総数74名（35.2%）となり、35%の目標を達成。）

(4) 地域バランスの確保

地区会議や地方学術会議の活動に対応できるよう、バランスよく地方の会員を増やすよう配慮する。

(5) 産業界・実務家からの選出

法曹界、医療分野、産業界等からの人材（現在大学等に所属していても主経歴を見て判断）にも配慮する。

参考（総務省の科学技術研究調査（平成30年12月）より）

研究者数	86万7000人
うち企業	49万8700人（57.5%）
非営利団体・公的機関	3万8900人（4.5%）
大学等	32万9400人（38.8%）

(6) 選考委員会枠

選考の一部を選考委員会が直接行い、その数を除いた選考について選考分科会が案を作成。選考委員会枠については改めて選考委員会から各選考分科会に対して候補者を提示。

各部 3 ～ 5 名、合計 9 ～ 15 名を選考委員会選出枠とする。

- ① 選考委員会における各部の選考方針は変えない
- ② 選考委員会枠では以下の点を留意して選考する
 - a 部間のバランス
 - b 新たな領域からの選考
 - c これまでの部横断的な活動における貢献
 - d 国際活動における貢献
 - e 男女バランス、地域バランス、産業界所属の科学者等の選考に配慮

各選考分科会においては、上記選考委員会で選考された候補者の専門分野等も考慮しながら、候補者の選考を行う。

(7) 活動実績の把握

会員を連携会員から選考する場合には、会議の出席状況、日頃の活動状況等を把握して参照する。

(8) 協力学術研究団体の情報提供の活用

日本学術会議会則第 36 条第 4 項の規定を活用し、協力学術研究団体に対し、会員の候補者に関する情報提供を求める。

Ⅱ 第 25 期連携会員の選考方法

選考となる対象

優れた研究又は業績がある科学者（日本学術会議法第 15 条第 2 項）

1 考慮すべき点

(1) 選出人数

前期の考え方を踏襲すると、全体で 1,900 名を目安とした連携会員を任命。第 25 期に選出される連携会員の人数は次のようになる。

「第 24 期改選時の定数－（継続連携会員数）－（任期満了会員で連携会員候補者となる者の数）＋（継続連携会員から会員候補者となる者の数）」

(2) 各部選出人数の調整

各分科会から選出される人数を調整して、各分野における連携会員数が 1,900 名を三等分した約 630 名になるように調整。

(3) 専門分野のバランス

できるだけ学問の境界領域、新しい領域に配慮する。

(4) 女性会員の維持、増加

第 4 次男女共同参画基本計画における成果目標として、「2020 年（平成 32 年）に日本学術会議の連携会員に女性が占める割合を 30%」とする目標が立てられている。

連携会員約 1900 名の 30 %は、570 名。令和元年 11 月現在の女性の連携会員数は 541 名。連携会員に占める女性の割合を 30%とするために、選考目標を 270 名とする。（「非改選 300 名」＋「選考目標 270 名」で総数 570 名、1900 名に対して 30%となり目標を達成。）

【(参考) R2.9 末任期の女性会員数 34 名（このうち相当数が連携会員となる）】

(5) 地域バランスの確保

地区会議や地方学術会議の活動に対応できるよう、バランスよく地方の連携会員を増やすよう配慮する。

(6) 産業界・実務家からの選出

法曹界、医療分野、産業界等からの人材（現在大学等に所属していても主経歴を見て判断）にも配慮する。

(7) 若手科学者の選出

日本学術会議に「若手アカデミー」が置かれていることから、推薦時において若手の連携会員候補者を増やしつつ、連携会員の若返りを図ることに配慮する。

現在の若手アカデミーの所属人数 65 名を維持

① 30 代前半、②30 代後半、③40 代前半と 3 つに年齢層を区切り、年齢バランスにも配慮。

(8) 選考委員会枠

会員選考を踏まえて、連携会員の選考においても各部関係 20 名ずつの選考委員会枠を設ける。

これら選考委員会枠では以下の点に配慮して選考する。

- a 国際活動や分野横断的な審議に貢献した特任連携会員経験者
- b 学際的な分野の研究者
- c 男女バランス、地域バランス、産業界所属の科学者等

(9) 活動実績の把握

現に会員・連携会員である者が選考対象となった場合には、会議の出席状況、日頃の活動状況等を把握して参照する。

(10) 協力学術研究団体の情報提供の活用

日本学術会議会則第 36 条第 4 項の規定を活用し、協力学術研究団体に対し、連携会員の候補者に関する情報提供を求める。

各分科会における会員候補者の選考について

（令和 2 年 2 月 27 日）
日本学術会議選考委員会決定

各分科会における第 25-26 期会員候補者の選考について、以下のとおり整理する。

1. 選出人数

	選出人数 105 名 + 6 名*2	分科会枠*3 96 名	選考委員会枠*1
人文・社会科学系	41 名 + 2 名 (←改選数 41 名)	38 名	3 名 + 2 名
生命科学系	34 名 + 2 名 (←改選数 34 名)	31 名	3 名 + 2 名
理学・工学系	30 名 + 2 名 (←改選数 30 名)	27 名	3 名 + 2 名

*1 選考委員会枠については、部間のバランス、新たな領域、男女比などに配慮し、分科会枠の選出後に調整を行う。

*2 最終的に会員候補者として選出されなかった 6 名については、連携会員候補者とする。

*3 分科会枠から選出された候補者については、選考委員会が会員にふさわしいかどうか改めて確認するものとし、分科会に差し戻すこともあり得る。

2. 女性会員の選出人数*4

	選出人数【上記 1 (105 名) の内数】 40 名 (改選数 34 名)
人文・社会科学系	17 名以上 (←改選数 15 名)
生命科学系	13 名以上 (←改選数 11 名)
理学・工学系	10 名以上 (←改選数 8 名)

*4 女性会員の選出人数は 40 名以上を目標とする（「非改選 34 名」＋「選考目標 40 名」で総数 74 名 (35.2%) となり、35% の目標を達成）。

3. 地域別の選出人数

地区会議の活動に支障を来すことがないように、各分科会において、原則として各地域（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国・四国、九州・沖縄の7地域）から1名以上の候補者を選出する。

4. 分野別の選出人数

各分科会の中で協議することを原則とする。協議が整わない場合には、分野別の改選数に一定の比率をかけて選出人数を算出する。

「5 推薦書の提出方法及び期間」改訂版

令和元年11月
日本学術会議選考委員会

日本学術会議会員及び連携会員各位

日本学術会議会員候補者及び連携会員候補者の推薦依頼書

日本学術会議の運営に関する内規第6条に基づき、次のとおり、会員候補者及び連携会員候補者（令和2年10月1日発令）（任期6年）の推薦を求めます。

また、会員及び連携会員は、会員候補者及び連携会員候補者のどちらの候補者も推薦することができます。

1 推薦の対象

会員及び連携会員としてふさわしい「優れた研究又は業績がある科学者」を推薦してください。

⇒今回の推薦・選考の全体像は、別紙1（P4）をご覧ください。

⇒推薦に当たっての留意点は、別紙2（P5）をご覧ください。

また、以下の制限条件がありますので、ご注意ください。

- ① 会員候補者は、6年の任期を務められる者（発令時に64歳未満（昭和31年10月2日生まれ以降）の者）が望ましいが、原則として、少なくとも1期（3年）以上在任できる者（発令時に67歳未満（昭和28年10月2日生まれ以降）の者）を対象とすること。
- ② 会員候補者及び連携会員候補者は、いずれも日本国籍を有する者であること。

なお、現会員及び現連携会員は、別紙3（P7）のとおり自動的に選考の対象となりますので、推薦の必要はありません。ただし、現特任連携会員は、推薦されない限り選考の対象になりません。

2 推薦の方法

幹事会が定める推薦書（別紙4（P9））により、5及び6の方法にしたがって推薦を行ってください。

なお、以下の点にご留意ください。

- ① 推薦書は、「推薦者ご自身が記入していただく項目」と「候補者に依頼して記入していただく項目」（以下「候補者情報項目」という。）に分かれています。
- ② 推薦書は、会員候補者の推薦であっても、連携会員候補者の推薦であっても、共通です。
- ③ 会員候補者又は連携会員候補者のどちらの候補者として推薦するかについては、推薦書に所定の欄がありますので、区分してください。

なお、会員候補者として推薦された者は、同時に連携会員候補者として推薦された者とみなすこととなります。

3 推薦可能人数

1人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、会員候補者及び連携会員候補者を合わせて5名までとし、このうち会員候補者は2名までとします。

この場合、幅広く多様な候補者の構成になるよう、新たな領域・学際的な分野、女性研究者、若手研究者※、地方在住者、産業界・実務家の属性に配慮してください。

なお、候補者1名に対し複数の推薦があっても、選考過程において差異はありません。

※就任時に40歳未満の研究者

4 推薦書の入手

推薦書は、次の日本学術会議のホームページからダウンロードしてください。

<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/senko/25senkou.html>

5 推薦書の提出方法及び期間

推薦するすべての候補者の推薦書は、候補者ごとに作成し、各々異なるファイル名を付けてください（詳しくは、別紙4のP 11 下段をご覧ください）。

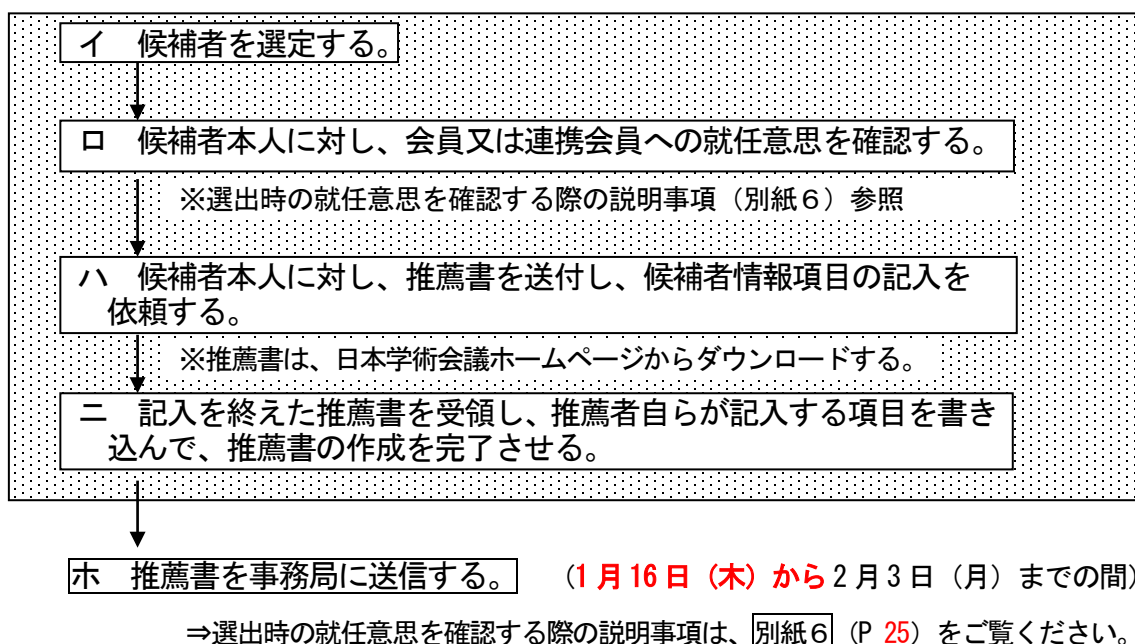
その上で、指定したメール通信サービスを利用して、1月16日（木）から2月3日（月）までに事務局に送信してください。期限を過ぎると利用できなくなりますので、ご注意ください。

なお、上記期間内に送信できなかった場合は、2月7日（金）までに事務局にご連絡ください。

また、パソコンをお持ちでない場合や指定の方法により難しい場合も、事務局にご連絡ください。

⇒推薦書の提出方法は、別紙5（改定版）（P 21）をご覧ください。

6 推薦の流れ



7 推薦後の選考等の流れ

令和2年2月7日	(最終) 推薦締切
2月～5月	選考委員会・分科会による選考
5月～6月	選考委員会による最終調整等の後、会員候補者名簿及び連携会員候補者名簿を幹事会へ提出
6月～7月	幹事会による審議の後、会員候補者名簿の総会への付議決定及び連携会員候補者の決定
7月	臨時総会による会員候補者の承認
以降	人事上の諸手続
10月1日	発令(予定)

8 個人情報の保護について

提出される推薦書は、個人情報ですので、その取扱いには十分注意してください。

選考委員会としては、個人情報の管理について厳正に取り扱うこととし、候補者推薦に係る情報は、選考実務の遂行、任命手続及び役割検討の目的以外の用途に使用することはありません。

⇒候補者推薦に係る情報の取扱いは、**別紙7** (P 26) をご覧ください。

9 その他

- ① 今回の改選においても、日本学術会議会則第36条第4項の規定に基づき協力学術研究団体に対し会員又は連携会員の候補者に関する情報提供を、この推薦手続とは別に並行して求めております。

これは、選考委員会における審議の参考情報として用いるものであって、協力学術研究団体から直接推薦を求めるものではありませんので、ご注意ください。

⇒協力学術研究団体からの候補者情報の提供については、**別紙8** (P 27) をご覧ください。

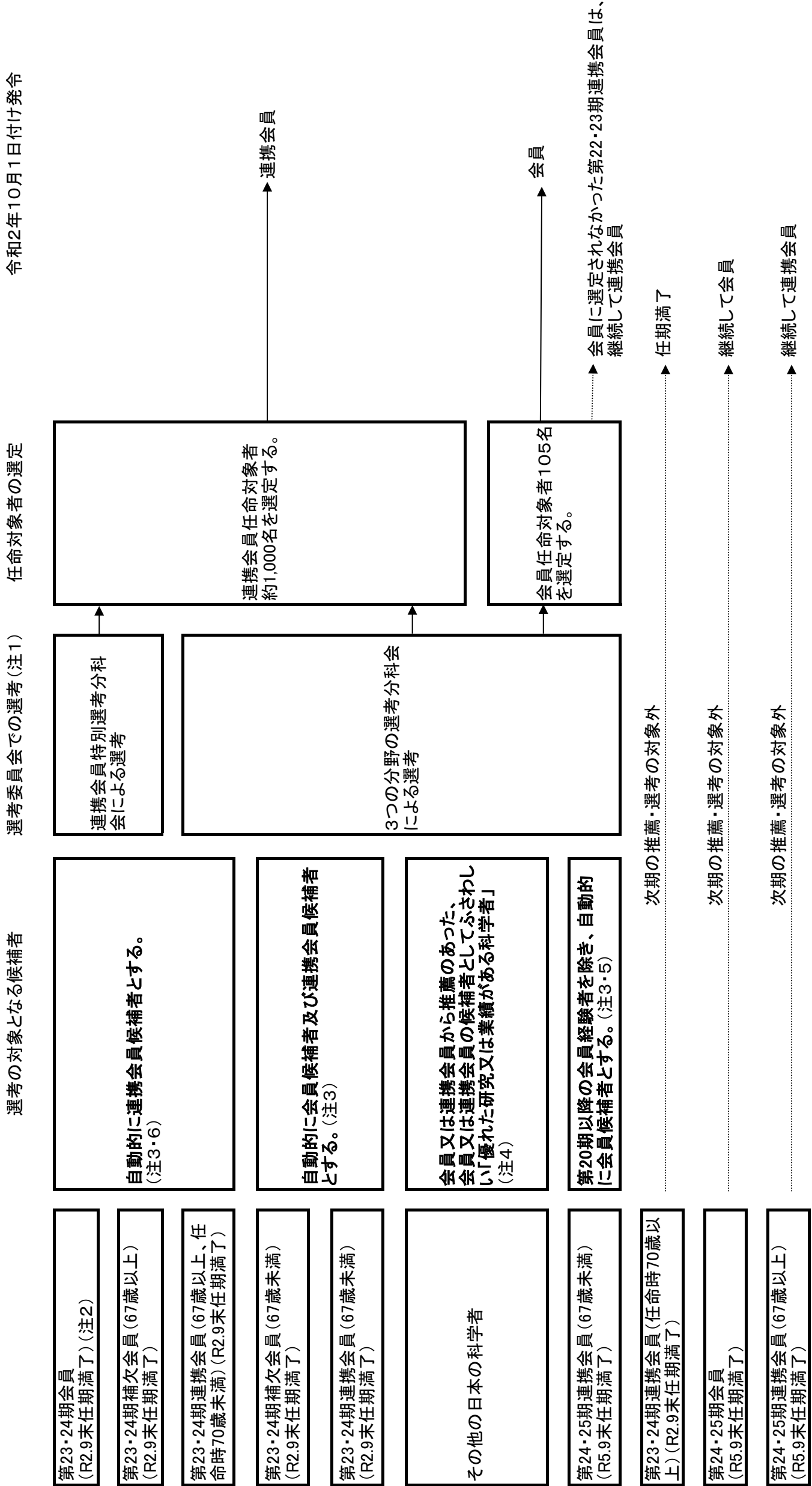
- ② 候補者の推薦については、「会員候補者及び連携会員候補者の推薦に当たっての質疑応答集」(<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/senko/25senkou.html>)を作成しましたので、ご参考になしてください。

担当：日本学術会議事務局企画課選考担当

電話：03-3403-3793 (代表)
(内線：2121、2122)
03-3403-1081 (直通)
E-mail：

令和2年10月の改選における会員・連携会員候補者の推薦・選考について

別紙1



※ 年齢は、令和2年10月1日現在。
任命時70歳未満(70歳以上)とは、
第23期に任命された時点の年齢
を示す。

- (注1) 協力学術研究団体から提供された情報は、審議の参考情報とする。
- (注2) 第24期内に定年になる者を除く。(定年又は任期満了により退任する会員の連携会員への就任について(平成18年6月22日幹事会申合せ)による
- (注3) 本人に候補者となる意思確認と現在の本人情報を求める。
- (注4) 推薦書に、会員又は連携会員のどちらの候補者として推薦するかを記入する。
会員の候補者として推薦された者は、連携会員の候補者としても推薦された者とみなす。
- (注5) 第20期のみ(任期3年)の会員は会員候補者となる。
- (注6) 連携会員の再任の回数は2回を限度とする。
再任の回数には、会員に任命された場合を連携会員として任命されたものとみなしてこれに含める。

会員候補者及び連携会員候補者の推薦に当たっての留意点

日本学術会議会員候補者及び連携会員候補者の推薦に当たっては、科学者コミュニティの代表として日本学術会議が持つ諸機能並びに会員及び連携会員の使命及び役割を踏まえ、科学者としての見識と判断に基づいて推薦を行ってください。

なお、新たな領域・学際的な分野からの選出や多様な構成員（男女共同参画の推進、若手研究者、地域活性化の視点、産業界・実務家からの選出）になるよう配慮してください。

1 基本的認識

会員及び連携会員は、日本学術会議憲章（平成20年4月8日発出日本学術会議声明）に定める義務と責任を自律的に遵守することが求められている。

<http://www.scj.go.jp/ja/scj/charter.pdf>

2 日本学術会議が持つ諸機能

ア 政府・社会に対する提言

政府や社会に対して、科学者としての専門的、複眼的、俯瞰的かつ信頼性のある勧告・提言等を行うこと。

イ 国際的な活動

地球規模の課題に対して、各国の科学者と連携して、科学的知見に基づく政策提言を戦略的に発出するなど、国際的な学術団体の活動へ積極的に参画貢献し、我が国を代表して科学者の国際協力体制を構築すること。

ウ 科学リテラシーの普及・啓発

日本学術会議会員及び連携会員自らが先頭に立って科学の魅力について語り、国民、特に青少年の科学力増進に寄与すること。

エ 科学者間ネットワークの構築

科学者間交流を推進し、科学者コミュニティ内の連携・協力体制を強化することにより緊密な科学者間ネットワークの構築を図ること。

3 会員及び連携会員の使命及び役割

ア 日本学術会議に期待される諸機能を果たす必要があること。

イ 学術の最新の動向に精通した科学者を中心に、学術に関する優れた研究・業績を有し、かつ日本学術会議の使命と役割を十分理解している必要があること。

ウ 自身の学問領域にかかわらず、総合的・俯瞰的視点に立脚し、かつ学術の将来動向等も含めた幅広い識見によって日本学術会議の委員会審議などの諸活動を積極的に行う必要があること。

4 会員及び連携会員の位置付け

別表のとおり。

会員と連携会員の位置付け

種別 (根拠規定)	役割等	選考・任命等	任 期	再任の制限	定年	会員・連携 会員候補 者の推薦	備考 (位置付け)
会員 (法第7条)	日本学術会議(＝総会)を組織。(法第7条第1項)部に所属。(法第11条第4項)幹事会は会長・副会長・各部の役員で構成。(法第14条第2項)会長は会員の互選。(法第8条第2項)副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て会長が指名。(法第8条第3項)	会員又は連携会員による推薦その他の情報に基づき、選考委員会が候補者名簿を作成。総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦。(会則第8条第1項～第3項)内閣総理大臣が任命。(法第7条第2項)特別職の国家公務員(非常勤)	6年 (法第7条第3項) 補欠の会員は前任者の残任期間(法第7条第4項)	再任不可 (法第7条第5項、附則第6条第3項) 補欠の会員は1回に限り再任可(法第7条第5項ただし書)	70歳	会員候補者・連携会員候補者合わせて5人以内、そのうち会員候補者は2人以内(内規第6条第4項)	会員・連携会員合わせて約2,200名の執行役員のな位置付けとして日本学術会議の運営に携わる。 したがって、総会や部を構成し、運営に関わる事項の審議・決定を行う。 (機能別委員会及び分野別委員会の委員長が会員に限られているのもその趣旨による。)
一般の連携会員 (注1) (法第15条、 令第1条第1項、 会則第7条第2項)	会員と連携して日本学術会議の職務の一部を行う。(法第15条第1項)委員会及び分科会等を組織。(法第15条の2)【機能別及び分野別委員会の委員長になることはできない。(細則別表第2及び内規第10条)】	会員又は連携会員による推薦その他の情報に基づき、選考委員会が候補者名簿を作成。幹事会が候補者を決定。(会則第8条第1項、第2項、第4項)会長が任命。(法第15条第2項)一般職の国家公務員(非常勤)	6年 (令第1条第1項) 6年未満の必要な期間を定めることも可 (会則第7条第2項)	2回まで再任可 (任命時点で70歳以上は、当該任期限り) (会則第12条第1項)	－	会員候補者・連携会員候補者合わせて5人以内、そのうち会員候補者は2人以内(内規第6条第4項)	委員会及びその分科会等の委員として、また、国際活動において、会員と連携し一体となって活動を行う。
特任の連携会員 (注1) (法第15条、 令第1条第1項、 会則第7条第1項)	国際業務又は委員会(機能別委員会本体を除く。)の特定の専門的事項の審議に参画。【国際学術団体の役員の任期中、課題別委員会の設置期間、又は常置の委員会(注2)及びその分科会等では特定の専門的事項の審議が行われている期間、必要な期間任命】(会則第7条第1項)	委員会の委員に委嘱すべき者を特任の連携会員候補者として、別に定めのある場合を除き、原則として各部が幹事会に推薦。幹事会が候補者を決定。(会則第8条第5項)会長が任命。(法第15条第2項)	3年以下 (会則第7条第1項)	再任の制限なし (会則第12条第3項)	－	なし (会則第8条第1項)	会員及び一般の連携会員のみで担うことの困難な専門的事項の審議や国際活動に専門委員的に参画するため、必要な任期に限り任命される。

(注1)「一般の連携会員」、「特任の連携会員」等の名称は便宜上のもの。
(注2)「常置の委員会」とは、機能別委員会及び分野別委員会を指す。なお、この他に、課題別委員会等を総称して「臨時の委員会」と呼んでいる。

推薦・選考に当たっての現会員及び現連携会員の扱い

現会員及び現連携会員は、今回の推薦・選考に当たっては、次のとおり取り扱うこととしており、今回の推薦の対象からは外れております。

1. 第23・24期会員（令和2年9月末任期満了となる会員）

「定年又は任期満了により退任する会員の連携会員への就任について」（平成18年6月22日第18回幹事会申合せ）により、自動的に連携会員の候補者の選考の対象者となりますので、別途、就任意思の確認及び現在の本人情報（推薦書の記載項目のうち候補者情報に係る項目とする。以下同じ。）を求めることとなります。

※会員への再任は不可。

ただし、補欠の会員は1回に限り再任されることができるので、年齢により、次期の会員又は連携会員の候補者の選考対象となる。会員候補者は、6年の任期を務められる者（発令時に64歳未満（昭和31年10月2日生まれ以降）の者）が望ましいが、原則として、少なくとも1期（3年）以上在任できる者（発令時に67歳未満（昭和28年10月2日生まれ以降）の者）を対象とする。

※連携会員への再任は2回まで可。再任の回数には会員に任命された場合も含む。

2. 第24・25期会員（令和5年9月末任期満了となる会員）

会員としてそのまま令和5年9月末まで継続することとなります。

3. 第23・24期連携会員（令和2年9月末任期満了となる連携会員）

選考委員会での取扱いにより、自動的に会員及び連携会員の候補者の選考の対象者となりますので、別途、就任意思の確認及び現在の本人情報を求めることとなります。

なお、会員及び連携会員に選出されなかった場合は、令和2年9月末をもって任期満了となります。

※会員候補者は、6年の任期を務められる者（発令時に64歳未満（昭和31年10月2日生まれ以降）の者）が望ましいが、原則として、少なくとも1期（3年）以上在任できる者（発令時に67歳未満（昭和28年10月2日生まれ以降）の者）を対象とする。

※連携会員への再任は2回まで可。

ただし、最初の任命時点で70歳以上であった者は今期限り。

4. 第24・25期連携会員（令和5年9月末任期満了となる連携会員）

第20期以降の会員経験者を除き、選考委員会での取扱いにより、自動的に会員候補者の選考の対象者となりますので、別途、就任意思の確認及び現在の本人情報を求めることとなります。

なお、会員に選出されなかった場合は、連携会員としてそのまま令和5年9月末まで継続することとなります。

※会員候補者は、6年の任期を務められる者（発令時に64歳未満（昭和31年10月2日生まれ以降）の者）が望ましいが、原則として、少なくとも1期（3年）以上在任できる者（発令時に67歳未満（昭和28年10月2日生まれ以降）の者）を対象とする。

※日本学術会議法第7条第5項において、「会員は、再任されることができない」と規定されていることから、第20期以降の会員経験者は、会員候補者となることができない。但し、第20期のみ（任期3年）の会員経験者は会員候補者となります。

1. 推薦者が記入する項目

… 必須入力項目です

… 任意入力項目です

あなた(推薦者)の氏名

候補者が所属するのに適切と考える分野別委員会
※ドロップダウンリストから選択してください。

委員会が適切である

候補者の推薦区分 ※[会員][連携会員] から選択してください。

に推薦する

推薦理由 ※ 全角500文字以内で記入してください。この枠いっぱいではぼ500文字です。(参考) 現在、約 0 文字です。

候補者が取り組んでいる「新たな領域・学際的な分野」
※追加があれば記入してください。

例：環境学、地理学、科学技術社会（政策）論、技術経営（MOT）、
生命倫理、科学哲学、科学者倫理（行動規範）、学術経営、
学術と社会との関係（接点）を専門とする分野や新たな領域など

2. 候補者が記入する項目

… 必須入力項目です

… どれかひとつは入力してください

< 姓 >

< 名 >

氏名：

ふりがな：※全角ひらがな

性別： ※[男][女]から選択してください。

生年月日： 就任時 歳（自動計算）

半角で、西暦4桁／月／日 形式で入力してください。

戸籍名：

ふりがな：※全角ひらがな

※通常使用している氏名と戸籍名が異なる場合のみ記入してください。 <姓><名>のどちらかが異なる場合でも、<姓><名>の両方を入力してください。

候補者の日本学術会議での現職／非現職区分

である

勤務先名：

勤務先での職名：

< 自宅 >

郵便番号：※ハイフン区切り半角数字

都道府県：

所在地（市区町村以下）：

建物等名：

電話番号：※ハイフン区切り半角数字

FAX番号：※ハイフン区切り半角数字

E-mail：

< 勤務先 > ※特定の勤務先がない場合は、自宅住所を記入してください。

郵便番号：※ハイフン区切り半角数字

都道府県：

所在地（市区町村以下）：

建物等名：

電話番号：※ハイフン区切り半角数字

内線番号：

FAX番号：※ハイフン区切り半角数字

E-mail：

※自宅又は勤務先の「電話番号」「FAX番号」「E-mail」のうち、確実に連絡が取れるものを選んで入力してください。

優先する連絡先： に連絡する ※[自宅][勤務先]から選択してください。

＜ 主要な学歴および学位を3件以内で記入してください ＞

	年	月	学歴・学位の内容
学歴・学位 1 :			
学歴・学位 2 :			
学歴・学位 3 :			

↑ ↑

※西暦4桁（半角数字） ※1～12の半角数字

＜ 主要な職歴を現職から順に遡って7件以内で記入してください ＞

	年	月	職歴の内容
職歴 1 :			
職歴 2 :			
職歴 3 :			
職歴 4 :			
職歴 5 :			
職歴 6 :			
職歴 7 :			

↑ ↑

※西暦4桁（半角数字） ※1～12の半角数字

現職名・名簿記載職名:

※ こちらに記入した内容が、名簿記載上の職名になります。

＜ 専門分野（[科学研究費助成事業（科研費）]の審査区分表の中から相当する小区分名）を3件以内で入力してください ＞
（小区分名は「科研費審査区分表」シート参照）

※科研費を受け取っていない場合でも、該当すると思われる専門分野を入力してください。

	＜小区分名＞	＜ 小区分の説明 ＞
専門分野(科研費審査区分) 1 :		※ #N/A と表示された場合は＜小区分名＞が誤りです。
専門分野(科研費審査区分) 2 :		※ #N/A と表示された場合は＜小区分名＞が誤りです。
専門分野(科研費審査区分) 3 :		※ #N/A と表示された場合は＜小区分名＞が誤りです。

＜ 主要な研究内容を3件以内で記入してください ＞

研究内容 1 :	
研究内容 2 :	
研究内容 3 :	

＜ 所属している国内の学会の名前を3件以内で記入してください ＞

国内所属学会名 1 :	
国内所属学会名 2 :	
国内所属学会名 3 :	

＜ 所属している海外の学会の名前を3件以内で記入してください ＞

国際所属学会名 1 :	
国際所属学会名 2 :	
国際所属学会名 3 :	

< 主要な学術論文、著書、特許等の学術的業績を5件以内で記入してください >

業績1: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:	
標題、書名又は 産業財産権の名称:	
雑誌名、出版社又は 会議名、開催場所等:	
発行年、開催年又は取得年:	※西暦4桁（半角数字）

業績2: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:	
標題、書名又は 産業財産権の名称:	
雑誌名、出版社又は 会議名、開催場所等:	
発行年、開催年又は取得年:	※西暦4桁（半角数字）

業績3: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:	
標題、書名又は 産業財産権の名称:	
雑誌名、出版社又は 会議名、開催場所等:	
発行年、開催年又は取得年:	※西暦4桁（半角数字）

業績4: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:	
標題、書名又は 産業財産権の名称:	
雑誌名、出版社又は 会議名、開催場所等:	
発行年、開催年又は取得年:	※西暦4桁（半角数字）

業績5: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:	
標題、書名又は 産業財産権の名称:	
雑誌名、出版社又は 会議名、開催場所等:	
発行年、開催年又は取得年:	※西暦4桁（半角数字）

< 主要な受賞歴を3件以内で記入してください >

	受賞年	賞名	授賞機関
受賞歴1:			
受賞歴2:			
受賞歴3:			

※西暦4桁（半角数字）

★候補者は、入力漏れなどが無い内容をご確認の上、このファイルを保存して、推薦者に返送してください。

★推薦者は、候補者から返送されたファイルをご確認の上、日本学術会議事務局企画課選考担当まで送付してください。

注1) ファイル名は、推薦者がわかるように推薦者の「氏名」を表示してください。 【例】 25senkou（日学太郎）

注2) 複数のファイルを同時に送付される場合は、異なるファイル名にしてください。 【例】 25senkou（日学太郎） 1
25senkou（日学太郎） 2

年 月		学歴・学位の内容
学歴・学位 1 :	19xx 3	〇〇大学医学部医学科 卒業
学歴・学位 2 :		
学歴・学位 3 :		

※西暦4桁（半角数字） ※1～12の半角数字

年		月		職歴の内容
職歴 1	20xx	4		〇〇大学〇〇学部〇〇学科教授
職歴 2	20xx	4		△△大学△△学部長
職歴 3	20xx	4		△△大学△△学部△△学科教授
職歴 4	20xx	4		〇〇研究所長
職歴 5	19xx	10		××大学附属××病院長
職歴 6	19xx	4		□□大学□□部教授
職歴 7	19xx	4		〇〇大学△△系××科教授

※西暦4桁（半角数字） ※1～12の半角数字

※ こちらに記入した内容が、名簿記載上の職名になります。

※科研費を受け取っていない場合でも、該当すると思われる専門分野を入力してください。

	＜小区分名＞	＜ 小区分の説明 ＞	
専門分野(科研費審査区分) 1 :	52020	神経内科学関連	※ #N/A と表示された場合は＜小区分名＞が誤りです。
専門分野(科研費審査区分) 2 :	46030	神経機能学関連	※ #N/A と表示された場合は＜小区分名＞が誤りです。
専門分野(科研費審査区分) 3 :	45050	自然人類学関連	※ #N/A と表示された場合は＜小区分名＞が誤りです。

国内所属学会名 1 :	〇〇学会
国内所属学会名 2 :	△△学会
国内所属学会名 3 :	□□学会

国際所属学会名 1 :	Member of xxx
国際所属学会名 2 :	Member of yyy
国際所属学会名 3 :	Member of zzz

＜ 主要な学術論文、著書、特許等の学術的業績を 5 件以内で記入してください ＞

業績 1： ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名：	J. Nogizaka and T. Yamada
論文標題：	〇〇〇
雑誌名、巻号、ページ又は 会議名、開催場所等：	Journal of 〇〇, Vol. 135, No. 12, 1491 -1495
発行年又は会議開催年：	20xx ※西暦4桁（半角数字）

業績 2： ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名：	乃木坂次郎
書名：	〇〇〇
出版社：	〇〇出版社
発行年：	19xx ※西暦4桁（半角数字）

業績 3： ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

発明者名：	乃木坂次郎
産業財産権の名称：	〇〇に関する発明
産業財産権の種類、番号：	特許第211****号
取得年：	19xx ※西暦4桁（半角数字）

業績 4： ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名：	
標題、書名又は 産業財産権の名称：	
雑誌名、出版社又は 会議名、開催場所等：	
発行年、開催年又は取得年：	※西暦4桁（半角数字）

業績 5： ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名：	
標題、書名又は 産業財産権の名称：	
雑誌名、出版社又は 会議名、開催場所等：	
発行年、開催年又は取得年：	※西暦4桁（半角数字）

＜ 主要な受賞歴を 3 件以内で記入してください ＞

受賞年	賞名	授賞機関
受賞歴 1： 20xx	〇〇〇〇	〇〇財団
受賞歴 2： 19xx	●●●●	●●財団
受賞歴 3：		

※西暦4桁（半角数字）

★候補者は、入力漏れなどが無い内容をご確認の上、このファイルを保存して、推薦者に返送してください。

★推薦者は、候補者から返送されたファイルをご確認の上、日本学術会議事務局企画課選考担当まで送付してください。

注1) ファイル名は、推薦者がわかるように推薦者の「氏名」を表示してください。 【例】 25senkou（日学太郎）

注2) 複数のファイルを同時に送付される場合は、異なるファイル名にしてください。 【例】 25senkou（日学太郎） 1
25senkou（日学太郎） 2

審査区分表（総表）

5桁の番号を「小区分名」欄に記載してください。

大区分 A

中区分1：思想、芸術およびその関連分野		
小区分		
01010	哲学および倫理学関連	
01020	中国哲学、印度哲学および仏教学関連	
01030	宗教学関連	
01040	思想史関連	
01050	美学および芸術論関連	
01060	美術史関連	
01070	芸術実践論関連	
01080	科学社会学および科学技術史関連	
90010	デザイン学関連	
中区分2：文学、言語学およびその関連分野		
小区分		
02010	日本文学関連	
02020	中国文学関連	
02030	英文学および英語圏文学関連	
02040	ヨーロッパ文学関連	
02050	文学一般関連	
02060	言語学関連	
02070	日本語学関連	
02080	英語学関連	
02090	日本語教育関連	
02100	外国語教育関連	
90020	図書館情報学および人文社会情報学関連	
中区分3：歴史学、考古学、博物館学およびその関連分野		
小区分		
03010	史学一般関連	
03020	日本史関連	
03030	アジア史およびアフリカ史関連	
03040	ヨーロッパ史およびアメリカ史関連	
03050	考古学関連	
03060	文化財科学関連	
03070	博物館学関連	
中区分4：地理学、文化人類学、民俗学およびその関連分野		
小区分		
04010	地理学関連	
04020	人文地理学関連	
04030	文化人類学および民俗学関連	
80010	地域研究関連	
80020	観光学関連	
80030	ジェンダー関連	
中区分5：法学およびその関連分野		
小区分		
05010	基礎法学関連	
05020	公法学関連	
05030	国際法学関連	
05040	社会法学関連	
05050	刑事法学関連	
05060	民事法学関連	
05070	新領域法学関連	

大区分 A （続き）

中区分6：政治学およびその関連分野		
小区分		
06010	政治学関連	
06020	国際関係論関連	
80010	地域研究関連	
80030	ジェンダー関連	
中区分7：経済学、経営学およびその関連分野		
小区分		
07010	理論経済学関連	
07020	経済学説および経済思想関連	
07030	経済統計関連	
07040	経済政策関連	
07050	公共経済および労働経済関連	
07060	金融およびファイナンス関連	
07070	経済史関連	
07080	経営学関連	
07090	商学関連	
07100	会計学関連	
80020	観光学関連	
中区分8：社会学およびその関連分野		
小区分		
08010	社会学関連	
08020	社会福祉学関連	
08030	家政学および生活科学関連	
80020	観光学関連	
80030	ジェンダー関連	
中区分9：教育学およびその関連分野		
小区分		
09010	教育学関連	
09020	教育社会学関連	
09030	子ども学および保育学関連	
09040	教科教育学および初等中等教育学関連	
09050	高等教育学関連	
09060	特別支援教育関連	
09070	教育工学関連	
09080	科学教育関連	
02090	日本語教育関連	
02100	外国語教育関連	
中区分10：心理学およびその関連分野		
小区分		
10010	社会心理学関連	
10020	教育心理学関連	
10030	臨床心理学関連	
10040	実験心理学関連	
90030	認知科学関連	

大区分B		
中区分11：代数学、幾何学およびその関連分野	小区分	
	11010	代数学関連
	11020	幾何学関連
中区分12：解析学、応用数学およびその関連分野	小区分	
	12010	基礎解析学関連
	12020	数理解析学関連
	12030	数学基礎関連
	12040	応用数学および統計数学関連
中区分13：物性物理学およびその関連分野	小区分	
	13010	数理解物理および物性基礎関連
	13020	半導体、光物性および原子物理関連
	13030	磁性、超伝導および強相関係関連
	13040	生物物理、化学物理およびソフトマターの物理関連
中区分14：プラズマ学およびその関連分野	小区分	
	14010	プラズマ科学関連
	14020	核融合学関連
	14030	プラズマ応用科学関連
	80040	量子ビーム科学関連
中区分15：素粒子、原子核、宇宙物理学およびその関連分野	小区分	
	80040	量子ビーム科学関連
	15010	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する理論
	15020	素粒子、原子核、宇宙線および宇宙物理に関連する実験
中区分16：天文学およびその関連分野	小区分	
	16010	天文学関連
中区分17：地球惑星科学およびその関連分野	小区分	
	17010	宇宙惑星科学関連
	17020	大気水圏科学関連
	17030	地球人間圏科学関連
	17040	固体地球科学関連
	17050	地球生命科学関連

大区分C		
中区分18：材料力学、生産工学、設計工学およびその関連分野	小区分	
	18010	材料力学および機械材料関連
	18020	加工学および生産工学関連
	18030	設計工学関連
	18040	機械要素およびトライボロジー関連
中区分19：流体工学、熱工学およびその関連分野	小区分	
	19010	流体工学関連
	19020	熱工学関連
中区分20：機械力学、ロボティクスおよびその関連分野	小区分	
	20010	機械力学およびメカトロニクス関連
	20020	ロボティクスおよび知能機械システム関連
中区分21：電気電子工学およびその関連分野	小区分	
	21010	電力工学関連
	21020	通信工学関連
	21030	計測工学関連
	21040	制御およびシステム工学関連
	21050	電気電子材料工学関連
	21060	電子デバイスおよび電子機器関連
中区分22：土木工学およびその関連分野	小区分	
	22010	土木材料、施工および建設マネジメント関連
	22020	構造工学および地震工学関連
	22030	地盤工学関連
	22040	水工学関連
	22050	土木計画学および交通工学関連
	22060	土木環境システム関連
中区分23：建築学およびその関連分野	小区分	
	23010	建築構造および材料関連
	23020	建築環境および建築設備関連
	23030	建築計画および都市計画関連
	23040	建築史および意匠関連
	90010	デザイン学関連
中区分24：航空宇宙工学、船舶海洋工学およびその関連分野	小区分	
	24010	航空宇宙工学関連
	24020	船舶海洋工学関連
中区分25：社会システム工学、安全工学、防災工学およびその関連分野	小区分	
	25010	社会システム工学関連
	25020	安全工学関連
	25030	防災工学関連

大区分D		
中区分26：材料工学およびその関連分野	小区分	
	26010	金属材料物性関連
	26020	無機材料および物性関連
	26030	複合材料および界面関連
	26040	構造材料および機能材料関連
	26050	材料加工および組織制御関連
	26060	金属生産および資源生産関連
中区分27：化学工学およびその関連分野	小区分	
	27010	移動現象および単位操作関連
	27020	反応工学およびプロセスシステム工学関連
	27030	触媒プロセスおよび資源化学プロセス関連
	27040	バイオ機能応用およびバイオプロセス工学関連
中区分28：ナノマイクロ科学およびその関連分野	小区分	
	28010	ナノ構造化学関連
	28020	ナノ構造物理関連
	28030	ナノ材料科学関連
	28040	ナノバイオサイエンス関連
	28050	ナノマイクロシステム関連
中区分29：応用物理物性およびその関連分野	小区分	
	29010	応用物性関連
	29020	薄膜および表面界面物性関連
	29030	応用物理一般関連
中区分30：応用物理工学およびその関連分野	小区分	
	30010	結晶工学関連
	30020	光工学および光量子科学関連
中区分31：原子力工学、地球資源工学、エネルギー学およびその関連分野	小区分	
	31010	原子力工学関連
	31020	地球資源工学およびエネルギー学関連
中区分90：人間医工学およびその関連分野	小区分	
	90110	生体医工学関連
	90120	生体材料学関連
	90130	医用システム関連
	90140	医療技術評価学関連
	90150	医療福祉工学関連

大区分E		
中区分32：物理化学、機能物性化学およびその関連分野	小区分	
	32010	基礎物理化学関連
	32020	機能物性化学関連
中区分33：有機化学およびその関連分野	小区分	
	33010	構造有機化学および物理有機化学関連
	33020	有機合成化学関連
中区分34：無機・錯体化学、分析化学およびその関連分野	小区分	
	34010	無機・錯体化学関連
	34020	分析化学関連
	34030	グリーンサステイナブルケミストリーおよび環境化学関連
中区分35：高分子、有機材料およびその関連分野	小区分	
	35010	高分子化学関連
	35020	高分子材料関連
	35030	有機機能材料関連
中区分36：無機材料化学、エネルギー関連化学およびその関連分野	小区分	
	36010	無機物質および無機材料化学関連
	36020	エネルギー関連化学
中区分37：生体分子化学およびその関連分野	小区分	
	37010	生体関連化学
	37020	生物分子化学関連
	37030	ケミカルバイオロジー関連

大区分 F

中区分38：農芸化学およびその関連分野		
小区分		
38010	植物栄養学および土壌学関連	
38020	応用微生物学関連	
38030	応用生物化学関連	
38040	生物有機化学関連	
38050	食品科学関連	
38060	応用分子細胞生物学関連	
中区分39：生産環境農学およびその関連分野		
小区分		
39010	遺伝育種科学関連	
39020	作物生産科学関連	
39030	園芸科学関連	
39040	植物保護科学関連	
39050	昆虫科学関連	
39060	生物資源保全学関連	
39070	ランドスケープ科学関連	
中区分40：森林圏科学、水圏応用科学およびその関連分野		
小区分		
40010	森林科学関連	
40020	木質科学関連	
40030	水圏生産科学関連	
40040	水圏生命科学関連	
中区分41：社会経済農学、農業工学およびその関連分野		
小区分		
41010	食料農業経済関連	
41020	農業社会構造関連	
41030	地域環境工学および農村計画学関連	
41040	農業環境工学および農業情報工学関連	
41050	環境農学関連	
中区分42：獣医学、畜産学およびその関連分野		
小区分		
42010	動物生産科学関連	
42020	獣医学関連	
42030	動物生命科学関連	
42040	実験動物学関連	

大区分 G		
中区分43：分子レベルから細胞レベルの生物学およびその関連分野		
小区分		
43010	分子生物学関連	
43020	構造生物化学関連	
43030	機能生物化学関連	
43040	生物物理学関連	
43050	ゲノム生物学関連	
43060	システムゲノム科学関連	
中区分44：細胞レベルから個体レベルの生物学およびその関連分野		
小区分		
44010	細胞生物学関連	
44020	発生生物学関連	
44030	植物分子および生理科学関連	
44040	形態および構造関連	
44050	動物生理化学、生理学および行動学関連	
中区分45：個体レベルから集団レベルの生物学と人類学およびその関連分野		
小区分		
45010	遺伝学関連	
45020	進化生物学関連	
45030	多様性生物学および分類学関連	
45040	生態学および環境学関連	
45050	自然人類学関連	
45060	応用人類学関連	
中区分46：神経科学およびその関連分野		
小区分		
46010	神経科学一般関連	
46020	神経形態学関連	
46030	神経機能学関連	

大区分H

中区分47：薬学およびその関連分野		
小区分		
47010	薬系化学および創薬科学関連	
47020	薬系分析および物理化学関連	
47030	薬系衛生および生物化学関連	
47040	薬理学関連	
47050	環境および天然医薬資源学関連	
47060	医療薬学関連	
中区分48：生体の構造と機能およびその関連分野		
小区分		
48010	解剖学関連	
48020	生理学関連	
48030	薬理学関連	
48040	医化学関連	
中区分49：病理病態学、感染・免疫学およびその関連分野		
小区分		
49010	病態医化学関連	
49020	人体病理学関連	
49030	実験病理学関連	
49040	寄生虫学関連	
49050	細菌学関連	
49060	ウイルス学関連	
49070	免疫学関連	

大区分 I		
中区分50：腫瘍学およびその関連分野		
小区分		
50010	腫瘍生物学関連	
50020	腫瘍診断および治療学関連	
中区分51：ブレインサイエンスおよびその関連分野		
小区分		
51010	基盤脳科学関連	
51020	認知脳科学関連	
51030	病態神経科学関連	
中区分52：内科学一般およびその関連分野		
小区分		
52010	内科学一般関連	
52020	神経内科学関連	
52030	精神神経科学関連	
52040	放射線科学関連	
52050	胎児医学および小児成育学関連	
中区分53：器官システム内科学およびその関連分野		
小区分		
53010	消化器内科学関連	
53020	循環器内科学関連	
53030	呼吸器内科学関連	
53040	腎臓内科学関連	
53050	皮膚科学関連	
中区分54：生体情報内科学およびその関連分野		
小区分		
54010	血液および腫瘍内科学関連	
54020	膠原病およびアレルギー内科学関連	
54030	感染症内科学関連	
54040	代謝および内分泌学関連	
中区分55：恒常性維持器官の外科学およびその関連分野		
小区分		
55010	外科学一般および小児外科学関連	
55020	消化器外科学関連	
55030	心臓血管外科学関連	
55040	呼吸器外科学関連	
55050	麻酔科学関連	
55060	救急医学関連	
中区分56：生体機能および感覚に関する外科学およびその関連分野		
小区分		
56010	脳神経外科学関連	
56020	整形外科科学関連	
56030	泌尿器科学関連	
56040	産婦人科学関連	
56050	耳鼻咽喉科学関連	
56060	眼科学関連	
56070	形成外科学関連	

大区分Ⅰ（続き）

中区分57：口腔科学およびその関連分野		
小区分		
57010	常態系口腔科学関連	
57020	病態系口腔科学関連	
57030	保存治療系歯学関連	
57040	口腔再生医学および歯科医用工学関連	
57050	補綴系歯学関連	
57060	外科系歯学関連	
57070	成長および発育系歯学関連	
57080	社会系歯学関連	
中区分58：社会医学、看護学およびその関連分野		
小区分		
58010	医療管理学および医療系社会学関連	
58020	衛生学および公衆衛生学分野関連：実験系を含む	
58030	衛生学および公衆衛生学分野関連：実験系を含まない	
58040	法医学関連	
58050	基礎看護学関連	
58060	臨床看護学関連	
58070	生涯発達看護学関連	
58080	高齢者看護学および地域看護学関連	
中区分59：スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連分野		
小区分		
59010	リハビリテーション科学関連	
59020	スポーツ科学関連	
59030	体育および身体教育学関連	
59040	栄養学および健康科学関連	
中区分90：人間医工学およびその関連分野		
小区分		
90110	生体医工学関連	
90120	生体材料学関連	
90130	医用システム関連	
90140	医療技術評価学関連	
90150	医療福祉工学関連	

大区分Ⅱ		
中区分60：情報科学、情報工学およびその関連分野		
小区分		
60010	情報学基礎論関連	
60020	数理情報学関連	
60030	統計科学関連	
60040	計算機システム関連	
60050	ソフトウェア関連	
60060	情報ネットワーク関連	
60070	情報セキュリティ関連	
60080	データベース関連	
60090	高性能計算関連	
60100	計算科学関連	
中区分61：人間情報学およびその関連分野		
小区分		
61010	知覚情報処理関連	
61020	ヒューマンインタフェースおよびインタラクション関連	
61030	知能情報学関連	
61040	ソフトコンピューティング関連	
61050	知能ロボティクス関連	
61060	感性情報学関連	
90010	デザイン学関連	
90030	認知科学関連	
中区分62：応用情報学およびその関連分野		
小区分		
62010	生命、健康および医療情報学関連	
62020	ウェブ情報学およびサービス情報学関連	
62030	学習支援システム関連	
62040	エンタテインメントおよびゲーム情報学関連	
90020	図書館情報学および人文社会情報学関連	

大区分Ⅲ		
中区分63：環境解析評価およびその関連分野		
小区分		
63010	環境動態解析関連	
63020	放射線影響関連	
63030	化学物質影響関連	
63040	環境影響評価関連	
中区分64：環境保全対策およびその関連分野		
小区分		
64010	環境負荷およびリスク評価管理関連	
64020	環境負荷低減技術および保全修復技術関連	
64030	環境材料およびリサイクル技術関連	
64040	自然共生システム関連	
64050	循環型社会システム関連	
64060	環境政策および環境配慮型社会関連	

第 25-26 期会員・連携会員候補者の推薦書の提出方法

令和元年 1 1 月
日本学術会議事務局

推薦書の提出は、メール通信サービスを利用して行います。

日本学術会議事務局からメールを受信したら、メールの内容にしたがって操作し、期限までに推薦書を提出してください。

推薦書は、添付ファイルもしくは日本学術会議ホームページ（選考委員会のページ *）からダウンロードし、あらかじめ作成しておいてください。

* <http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/senko/25senkou.html>

推薦書提出の流れ



(注) SSLによるデータ暗号化・ウイルスチェック機能付き

- (1) 令和 2 年 1 月 16 日 (木) 頃に、日本学術会議事務局からメールを送信。
 - (2) 指定のパスワードを使ってログインする。
 - (3) 令和 2 年 2 月 3 日 (月) までに、推薦書 (Excel ファイル) をアップロード (送信) する。
 - (4) 日本学術会議事務局で推薦書を確認後、受領した旨のメールを送信。
- (手順は次ページ以下をご覧ください)

※アップロードに不具合がある場合、事務局までご連絡ください。

【主な変更点】

○推薦書の提出期間

令和 2 年 1 月 30 日 (木) から 2 月 3 日 (月) まで



令和 2 年 1 月 16 日 (木) から 2 月 3 日 (月) まで

※事務局からメールが届き次第、提出可能です。

(お問合せ先)

日本学術会議事務局企画課選考担当

T E L : 03-3403-3793 (代表)

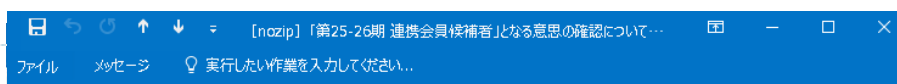
(内線2121、2122)

03-3403-1081 (直通)

E-mail :

アップロード（ファイル送付）の手順

- ①メール本文の《アップロード URL》をクリックして、FileZen のWeb サイトにアクセスします。



2019/12/11 (水) 13:40

日本学術会議 選考担当（学術会議・企画課）

(本文省略)

(アップロード URL)

https://sharedstorage.cao.go.jp/mb/cgi-bin/index.cgi/upload/9aZjlPrGOkCNvmC_MI5Q0g/VIIYLep0S_ez_LcD_Ooryg/

(パスワード)

〇〇〇

- ②「FileZen」にアクセスします。

メールに記載されているパスワードを入力して、《送信》をクリックします。



③送付するファイルを選択します。

《参照》をクリックし、送付するファイルを選択して《開く》をクリックします。



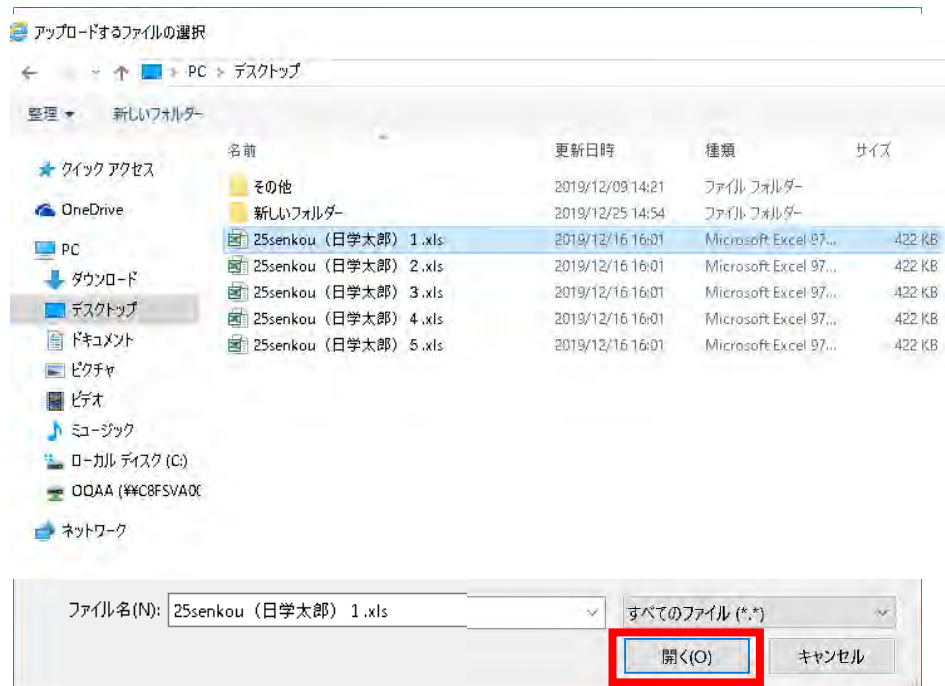
FileZenへようこそ

ファイルをアップロードするためには、ファイルを選択して<送信>ボタンをクリックしてください。

	参照...
	参照...
	参照...
	参照...
	参照...

※ アップロードできるファイルの拡張子

mp3 wav wma wmv mp4 m4v mpg doc docx docm xls xlsx xlsx xlam mdb accdb
ppt pptx pptm jtdc jtdc jtdc jtdc zip pdf vdx vsdx jpg bmp gif png



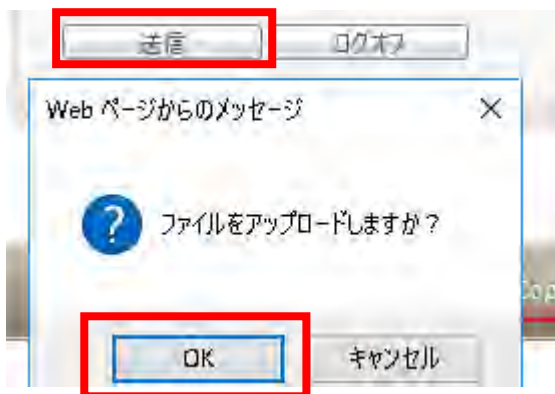
FileZenへようこそ

ファイルをアップロードするためには、ファイルを選択して<送信>ボタンをクリックしてください。

C:\Users\CO0\	\Desktop\25senkou (日学太郎) 1.xls	参照...
C:\Users\CO0\	\Desktop\25senkou (日学太郎) 2.xls	参照...
C:\Users\CO0\	\Desktop\25senkou (日学太郎) 3.xls	参照...
C:\Users\CO0\	\Desktop\25senkou (日学太郎) 4.xls	参照...
C:\Users\CO0\	\Desktop\25senkou (日学太郎) 5.xls	参照...

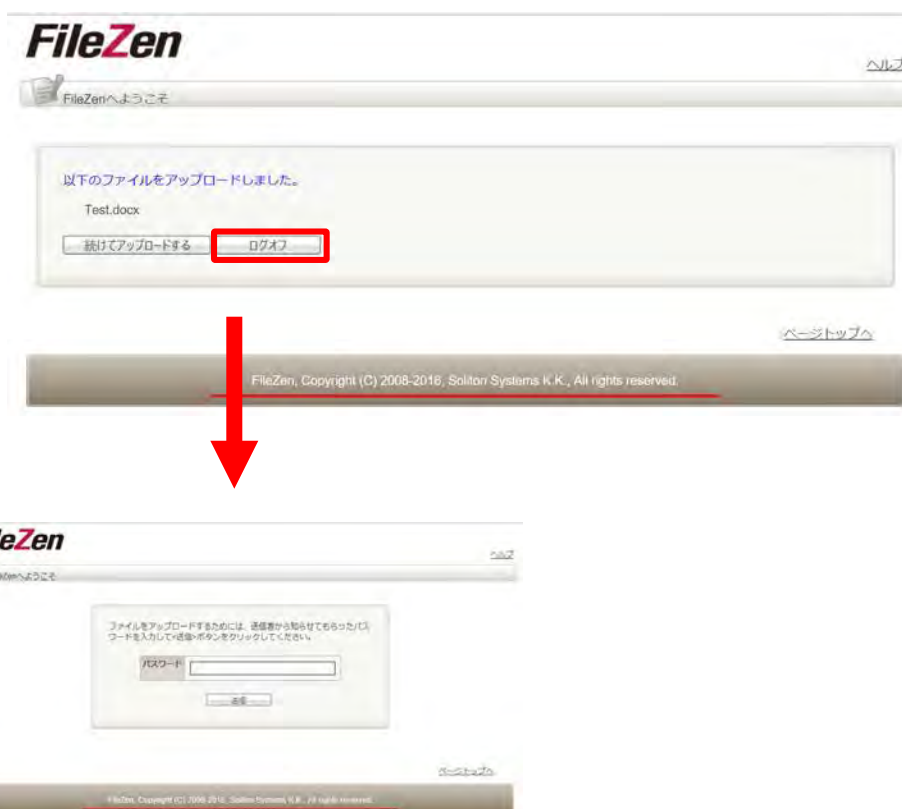
④《送信》をクリックします。

アップロード確認画面が表示されるので、《OK》をクリックします。



⑤アップロード完了画面が表示されます。

《ログオフ》をクリックして終了してください。[FileZen へようこそ] 画面に戻ります。



※日本学術会議事務局で推薦書を確認後、受領した旨のメールを送信します。

選出時の就任意思を確認する際の説明事項

1 推薦者は、候補者に対して、以下の①から⑤までをご説明ください。

① 推薦された者が必ずしも会員又は連携会員に選出されるものではないこと。

② 日本学術会議の活動並びに会員及び連携会員の使命・役割及び位置付け
※日本学術会議ホームページ並びに本推薦依頼書の別紙 2 及び別紙 2 一別表等を参照しながら説明してください。

③ 活動期間

令和 2 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 9 月 3 0 日まで（任期 6 年）とし、任期中は、関係する委員会・分科会や地区会議等に所属し、審議活動や国際活動等を行うことになること。

ただし、会員は 7 0 歳に達すると、自動的に退任となること。

④ 会員候補者として推薦された者は、連携会員候補者としても推薦されたものとみなすことになること。

⑤ 候補者推薦に係る情報は、選考実務の遂行、任命手続及び役割検討の目的のために使用することになること。

2 上記の説明内容を候補者に理解していただいた上で、選出された場合には就任する旨の意思の確認を行っていただき、推薦書の「2. 候補者が記入する項目」への記入をお願いしてください。

個人情報の取扱いについて

令和 2 年 1 0 月改選の会員及び連携会員の候補者の選考実務を行うに当たり、候補者の個人情報の取扱いに十分注意して、以下のような情報セキュリティ対策を講じるものとする。

記

1. 情報の目的外利用の禁止

会員及び連携会員（以下「会員等」という。）は、選考実務の遂行以外の目的で、候補者に係る情報（以下「情報」という。）を作成、入手、公表又は提供してはならない。

2. 情報の利用

会員等は、選考実務の遂行、任命手続及び役割検討以外の目的で、情報を利用してはならない。

3. 情報の保存

- ① 会員等は、電磁的記録媒体に保存された情報について、適切なアクセス制御を行わなければならない。
- ② 会員等は、情報が保存された電磁的記録媒体を適切に管理しなければならない。
- ③ 会員等は、出力した情報を記載した書面を適切に管理しなければならない。

4. 情報の移送

- ① 会員等は、候補者との間で情報を移送する場合は、適切なセキュリティ対策を講じなければならない。
- ② 会員等は、日本学術会議事務局に推薦書を提出する際は、情報が漏えいすることがないように十分注意しなければならない。

5. 情報の消去

会員等は、2 で掲げる場合を除き、令和 2 年 1 0 月改選後、速やかに情報を消去しなければならない。

協力学術研究団体からの候補者情報の提供について

令和 2 年 10 月の日本学術会議会員及び連携会員の改選においては、日本学術会議会則第 36 条第 4 項の規定に基づき、協力学術研究団体に対し、会員又は連携会員の候補者に関する情報提供を求めることとする。その際、下記の事項を踏まえるものとする。

これは、選考委員会における審議の参考情報として用いるものであって、協力学術研究団体から直接推薦を求めるものではない。

記

1 当該情報の活用方法

協力学術研究団体から提供を受けた情報は、選考委員会限りとし、候補者の名簿を作成するための「その他の情報」（会則第 8 条第 2 項）として取り扱う。

2 候補者情報の区分

日本学術会議の会員及び連携会員としてふさわしい「優れた研究又は業績がある科学者」の情報を提供してもらう。

3 情報提供可能人数

1 協力学術研究団体につき 6 名以内とする。なお、女性の人数については、次のとおりとする。

提供数	うち女性の数
1, 2 名	0 名以上
3 名	1 名以上
4～6 名	2 名以上

※ 第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）において、平成 32 年（2020 年）に日本学術会議の会員及び連携会員に占める女性の割合を 30%とする成果目標が掲げられていることから、3 名以上の情報提供がある場合、女性の数を 3 割以上とすることとした。

4 協力学術研究団体から求める情報の範囲

- ① 氏名（漢字、ふりがな）
- ② 生年月日（年齢）、性別
- ③ 現職名
- ④ 都道府県（勤務地）
- ⑤ 専門分野（科研費の小区分から選択）

※より詳しい情報が必要な場合は、選考委員会（分科会を含む。）が調査を行うものとする。

5 協力学術研究団体への情報の求め方

- ① 会長から、協力学術研究団体の長に依頼する。
- ② 依頼に当たっては、あくまで「情報提供」であり、「推薦」でないことを注意喚起する。このため、協力学術研究団体は、情報提供される科学者本人の了解をとらないものとする。
- ③ 情報提供の主体は、協力学術研究団体とし、個人からの情報提供は認めない。
- ④ 候補者1名に対し複数の情報提供があっても選考過程に差異はない。
- ⑤ 現会員及び現連携会員は、自動的に選考の候補者となることから情報提供は不要である。
- ⑥ 協力学術研究団体は、提供される情報の取扱いに十分注意するとともに、外部への公表等を控えることとする。
- ⑦ 提出方法
内閣府共通意見等登録システムを利用する。
- ⑧ 依頼時期
会員・連携会員が推薦を行う時期と同時期に行う。

6 選考結果等

- ① 選考結果は、協力学術研究団体に対し、個別に報告しない。（発令の結果を確認いただくことになる。）
- ② 協力学術研究団体からの選考に関する問合せには応じない。
- ③ 就任意思の確認等を行う場合は、選考委員会（分科会を含む。）が科学者本人に対し個別に行う。

（参考条文）

○日本学術会議会則（平成17年10月24日日本学術会議規則第3号）（抄）

（会員及び連携会員の選考の手続）

第8条 会員及び連携会員（※特任連携会員を除く。）は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会（※選考委員会）に推薦することができる。

2 前項の委員会（※選考委員会）は、前項の推薦 その他の情報 に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。

3～6 （略）

（日本学術会議協力学術研究団体）

第36条 （略）

4 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。

5～6 （略）

海外アカデミーにおける選考について

未定稿

米国科学アカデミーの会員選出プロセスの概要

2021 年 12 月 24 日

国際室

- 以下は、米国市民候補者、部門単独の場合。
- 米国科学アカデミー(NAS)は 6 部門、64 セクション体制。2020 年以降は年間 120 名の会員を選出

1. セクション別候補者の推薦		
時期	現会員	セクション
	■ 候補者の推薦 ・現会員による推薦(推薦書内容:研究功績(250 語以内要約)、文献リスト(12 本以内)、推薦者自身の業績(50 語以内))	推薦先(5 種類): ・セクション(単独)(複数) ・臨時推薦グループ・任意推薦グループ ・評議会
適切な時期		■ セクション別に候補者の検討 ・メンバーに対し、全ての推薦を共有 ・候補者として推薦すべき人物について照会 ・最も支持されている候補者の特定、資格精査
		※各セクションの「検討手続き」は、内部投票による過半数の承認を通じ設定可能
～9/6	予備投票「セクション別に最も支持されている候補者を特定」	
(10/18 頃)	非公式投票(セクション別) 40%以上得票＝「公式投票候補者」	
	※投票方法:各会員は、指名を承認する候補者名にマーク(記名投票)	
(11/28 頃)	公式投票(セクション別) 2/3 得票＝「候補者」宣言	
	※40%以上 3 分の 2 未満の場合、「候補者ステイタス」が継続	

12/8 より前		各セクションは公式投票で投票された全候補者名と投票数を Home Secretary に証明(各議長)
2. 部門会員資格委員会一部門別に優先順位リストを作成		
※委員会構成:①セクション議長(または議長指名代理) ②一般委員(定数＝セクション数、各セクション1～2名) ③追加委員(3名以内)		
～3/1	部門会員資格委員会を招集 ・議長・書記は投票権なし ・候補者の部門の調整:必要な場合は候補者の部門の調整(他の部門への移動) ・割当の 150%まで候補者が入力されるリストを作成する投票を行う	
	投票→部門別「優先順位リスト」作成	
	※投票方法:各候補者の業績書面、各部門等投票記録が提供される。リストの 2/3 以下または 1/3 以上の範囲で投票(マーク)	
	※リストに掲載されない部門「候補者」は翌年、候補者に戻る	
3. 全会員による投票一部門の定員数内で決定		
(年次総会 ビジネスセ ッションの 2 ～ 3 週 間 前)	最終候補者リストの作成 年次総会ビジネスセッション 3 週間前に受領した電子投票用紙又は投票用紙、若しくは 3 週間前の消印で 2 週間前に受領した投票用紙を集計→二種類の最終候補者リストを作成 ●リスト I:優先順位投票での「得票数順」に、「各部門の割当数内」の候補者 ●リスト II:「得票数順」に「残りの候補者」	
(9 月下旬)	最終投票(年次総会で現会員による投票)	
	※最終リストは総会場で提示。リスト I に投票、全会員の 2/3 が承認することにより選出。リスト I が承認されない場合、得票数順に選出。 ※同数の場合は出席者の多数決	

(備考) 米国科学アカデミーHP(定款・細則)等を基に作成。

英国王立協会会員選出プロセスの概要

2021 年 12 月 24 日

国際室

■ 会員の種類

① 会員	数学、工学、医学を含む自然科学の発達に大きく貢献をした者
② 外国人会員	※外国人会員には以下の要件あり ◆ コモンウェルス国又はアイルランド共和国に直近 3 年以上居住すること ◆ 提案時及び証明書有効期間中、国籍・居住地要件を満たすこと
③ 名誉会員	科学に著しい貢献をした・科学に大きな利益をもたらしたが、会員又は外国人会員として選出され得る者に求められる科学的成果を有さない者
④ 王室会員	英王室メンバー

■ 選出される会員の数

会員:最大 52 名

外国人会員:最大 10 名

【参考】

- ◆ 候補者数は無制限。
- ◆ 2021 年選挙では、会員候補者は 700 名弱、外国人会員候補者は約 80 名。
- ◆ 推薦された候補者は、7 年間、選挙の資格を有する。7 年の間に選出されなかった場合、3 年の期間を経て、再度候補者として推薦されることができる。

■ 会員選出の流れ(一般会員の場合)

9 月 30 日 まで	候補者の推薦 ◆ 推薦には、会員 2 名(提案者・推薦者)による推薦が必要。 ※会員の推薦証明書には、提案・推薦理由、氏名、肩書、職業、資格、国籍、出生日、常居地を記載。推薦者の個人的な署名を付す) ◆ 被推薦人数は無制限 候補者の登録 ◆ 登録は、郵送又はオンラインによる。
----------------	--

	被推薦者への通知 提案者が被推薦者へ推薦の旨を通知。
11 月	全候補者リストの準備 - リストへの掲載者は、10 月 1 日以前に提案された者。 - リストには、候補者名、各候補者の提案・推薦者名を記載。 全候補者リストの現会員への公開
3 月上旬	会員候補者のショートリスト作成 - 理事会 (Council、12～24 人以内。会長、副会長 4 人、常任理事で構成) が任命する部門別委員会 (最低 12 人で構成) が投票。ショートリストを作成。 - 部門別委員会がショートリストを理事会に提出。 【参考: 部門別委員会の構成】 - Natural Knowledge の各分野の下位分野の代表を確保するよう任命。 - Standing Orders 上の各委員会の主題は以下のとおり。 部門別委員会 0: コンピュータサイエンス 部門別委員会 1: 数学 部門別委員会 2: 天文学と物理学 部門別委員会 3: 化学 部門別委員会 4: 工学 部門別委員会 5: 地球と環境科学 部門別委員会 6: 生化学・分子細胞生物学 部門別委員会 7: 微生物学、免疫学及び発達生物学 部門別委員会 8: 解剖学、生理学及び神経科学 部門別委員会 9: 有機生物学、進化・生態学 部門別委員会 10: 健康と人間の科学
4 月	理事会による最終候補者の選出 - 理事会が、候補者ショートリストから最大 52 名を選出、会員に提示する最終リスト案作成。その後、理事会で最終リスト案に対する投票が行われ、最終リスト確定。 - 最大 52 名のうち、最大 18 名は Physical Sciences の候補者、同 18 名は Biological Sciences の候補者、同 10 名は Applied Sciences, Human Sciences and Joint Physical and Biological Sciences の候補者、同 6 名は Honorary, General or Royal Fellows の候補者に割当。
5 月	会員による秘密投票 出席し、投票する会員の 2/3 の得票で候補者が選出
7 月	新会員の正式承認
11 月 1 日	新会員の着任

(備考) 英国王立協会 HP 等を基に作成。

独レオポルディーナの会員選出プロセスの概要

2021 年 12 月 24 日

国際室

■ レオポルディーナの組織とガバナンス

用語	機能
Section	専門分野別の 28 の集団。約 1600 人の会員はいずれかの Section に属する。
Class	28 の Section は上位組織である 4 つの“Class”(①数学、自然科学、工学、②生命科学、③医学、④人文、社会科学、行動科学)に属する。
Presidium (幹部会)	- 構成員： 会長、副会長(1 名～4 名)、Class 代表(1 名～4 名)、会員(3 名) - 運用規則(rules of procedure)を採択
Senate (評議会)	- 構成員： Section の代表(28 名)、スイス/オーストリア地域代表(2 名)、他 10 名(組織外の人間も可) - 会員を代表として Presidium に出席。 - Presidium メンバー、名誉会員、監査人を選出。 - Presidium からの報告書と決算書を承認。 - 選挙規約を承認。

■ 会員選出の仕組み

1. 会員による推薦プロセス

①Section 経由の推薦

最低 3 名の会員(full member か corresponding member)の署名で、第一読会に候補者を推薦可能(うち 2 名は候補者が入る予定の Section 所属であること)。

②Member Selection Committee 経由の推薦

- ・構成員は、Presidium の任命による各 Class の代表と各 Section の代表(他の会員をアドバイザーとして招待可)。
- ・Section 毎では評価しにくい分野横断的な領域からの候補者を見つけるための措置。
- ・会員は MSC に分野横断的なテーマの設定とそれに相応しい候補者の同定を要請。
- ・MSC は最低 3 人の会員の支持のある候補者を挙げ、専門家の意見(外国からのものを含む)を求めた上で、委員の投票で過半数の支持があれば幹部会に推薦。
- ・MSC からの候補者からは年間で最大 5 人まで会員選出が可。

※選挙の定員－幹部会は評議会との相談の上で、Class 毎の正会員数(75 歳以下)を決定。

会員は 75 歳に達すると退会。

2. 会員による選挙プロセス

第一読会

＜Section 毎の会員投票＞

- ・Section の全会員が候補者を 5 点評価(最上位 5 点/上位 4 点/普通 3 点/下位 2 点/最下位 1 点/Rejection)し理由を付記(棄権は不可)。
- ・Section 内の会員の 2/3 以上の投票があった場合のみ、投票(結果)が有効。

第二読会

＜各 Class 会合で第一読会の結果を議論し優先順位付け＞

- ・構成員： Class の代表が議長、該当する Section の代表と代理
- ・全ての Section からの候補者を議論し、Class 割り当て数内で優先順位付け。
- ・各 Section 代表に 1 票が与えられ投票で Class からの候補者を決定。

第三読会

＜幹部会で Class 毎に選挙特別会合を開き、その Class の候補者を議論、投票。MSC も同様に選挙特別会合を開き、推薦候補者を議論、投票＞

- ・Class から推薦された全ての候補者について議論。必要に応じて専門家の意見 (expert advice) を求める。その後、候補者ごとに、賛成、反対、保留を秘密投票。
- ・投票有権者は、①幹部会メンバー、②該当する Class の代表、③該当する Section の代表 (又は MSC の代表 2 名)
- ・幹部会メンバーの 6 人以上支持と有効投票数の 2/3 を得れば当選。

(備考) レオポルディーナ HP(定款及び選挙規約)等より作成。

関係法令等

◎日本学術会議法（抄）	2
○日本学術会議法施行令（抄）	3
○日本学術会議会則（抄）	4
●日本学術会議細則（抄）	6
●日本学術会議の運営に関する内規（抄）	7
○日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令	8
●補欠の会員の選考手続について	9
●補欠の連携会員の選考手続について	1 5
●定年又は任期満了により退任する会員の連携会員への就任について	2 1
●ノーベル賞その他の学術的栄誉を受けた者の連携会員への就任について	2 2
●会員選考の手続きフロー図	2 3
●一般の連携会員選考の手続きフロー図	2 4
●会員と連携会員の位置づけ	2 5
●日本学術会議栄誉会員規程	2 6

※法律には◎印、政令、府令、規則には○印、その他には●印を付した。

◎日本学術会議法（昭和 23 年法律第 121 号）（抄）

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもつて、これを組織する。

- 2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。
- 3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。
- 4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。
- 6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。
- 7 会員には、別に定める手当を支給する。
- 8 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。

第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。

- 2 会長は、会員の互選によつて、これを定める。
- 3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。
- 4 会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。
- 5 副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。
- 6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

第十五条 日本学術会議に、会員と連携し、規則で定めるところにより第三条に規定する職務の一部を行わせるため、日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を置く。

- 2 連携会員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会長が任命する。
- 3 連携会員は、非常勤とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、政令で定める。

第十七条 日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

○日本学術会議法施行令（平成 17 年 9 月 16 日政令第 299 号）（抄）

（連携会員の任期等）

第一条 日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）の任期は、六年とする。
ただし、一定の期間内に限ってその職務を行わせることが必要である場合には、六年未満の任期を定めて任命することを妨げない。

2 連携会員は、再任されることができる。

（連携会員の辞職）

第二条 会長は、連携会員から病気その他やむを得ない事由による辞職の申出があったときは、その辞職を承認することができる。

（連携会員の退職）

第三条 会長は、連携会員に連携会員として不適当な行為があるときは、日本学術会議法第二十八条の規定による規則（以下単に「規則」という。）で定めるところにより、当該連携会員を退職させることができる。

（雑則）

第四条 この政令に定めるもののほか、連携会員に関し必要な事項は、規則で定める。

○日本学術会議会則（平成 17 年 10 月 24 日日本学術会議規則第 3 号）（抄）

（連携会員の任期の例外）

第七条 日本学術会議法施行令（平成十七年政令第二百九十九号、以下「令」という。）

第一条第一項ただし書の規定に基づき、国際業務又は委員会の特定の専門的事項の審議に参画するため三年以下の必要な期間を定めて日本学術会議連携会員（以下「連携会員」という。）を任命することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、令第一条第一項ただし書の規定に基づき、学術会議の活動に参画させるため、必要な期間を定めて連携会員を任命することができる。

（会員及び連携会員の選考の手続）

第八条 会員及び連携会員（前条第一項に基づき任命された連携会員を除く。以下この項、次項及び第四項において同じ。）は、幹事会が定めるところにより、会員及び連携会員の候補者を、別に総会が定める委員会に推薦することができる。

- 2 前項の委員会は、前項の推薦その他の情報に基づき、会員及び連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
- 3 幹事会は、前項の会員の候補者の名簿に基づき、総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦することを会長に求めるものとする。
- 4 幹事会は、第二項の連携会員の候補者の名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。
- 5 幹事会は、前条第一項に基づき任命される連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。
- 6 その他選考の手続に関し必要な事項は、幹事会が定める。

（会員の辞職）

第九条 幹事会は、会員から辞職の申出があったときは、法第二十五条に定める同意を得ることにつき、総会に議決を求めなければならない。ただし、当該会員の辞職の申出理由が、総会の議決を待つことが適当でないものと認められる場合は、幹事会の議決をもって同意とすることができる。

- 2 前項ただし書の場合、幹事会は、議決の後に開催される最初の総会に報告しなければならない。
- 3 幹事会は、第一項ただし書の同意を得るに当たり、別に総会が定める委員会の意見を求めることができる。

（会員の退職）

第十条 幹事会は、会員に会員として不適当な行為があると認めるときは、法第二十六条に規定する申出をすることにつき、総会に議決を求めることができる。

- 2 前項において、幹事会は、別に総会が定める委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 前項において、前項の委員会は、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（連携会員の補欠の者の任期）

第十一条 連携会員の補欠の者の任期は、前任者の残任期間とする。

（連携会員の再任）

第十二条 連携会員の再任の回数は、二回を限度とする。ただし、任命の時点で七十歳以上であるときは、当該任期限りとする。

2 前項の再任の回数には、会員に任命された場合を連携会員として任命されたものとみなして、これに含める。

3 第一項の規定は、第七条第一項に基づき任命された連携会員には適用しない。
(連携会員の辞職)

第十三条 令第二条の辞職の申出があったときは、会長は、その承認について、幹事会の同意を得なければならない。

2 幹事会は、前項の同意をするに当たり、第九条第三項の委員会の意見を求めることができる。

(連携会員の退職)

第十四条 幹事会は、連携会員に連携会員として不適当な行為があると認めるときは、令第三条に基づき当該連携会員を退職させることを、会長に求めることができる。

2 前項において、幹事会は、第十条第二項の委員会の意見を聴かなければならない。

3 前項において、第十条第二項の委員会は、当該連携会員に弁明の機会を与えなければならない。

(連携会員の手当)

第十五条 連携会員には、別に定める手当を支給する。

(日本学術会議協力学術研究団体)

第三十六条 学術研究団体及び学術研究団体の連合体のうち、学術会議の活動に協力することを申し出、幹事会で承認されたものに日本学術会議協力学術研究団体（以下「協力学術研究団体」という。）の称号を付与する。

2 学術会議は、協力学術研究団体と緊密な協力関係を持つものとする。

3 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、学術会議の活動に協力することができる。

4 協力学術研究団体は、学術会議の求めに応じ、会員又は連携会員の候補者に関する情報等を提供することができる。

5 学術研究団体の連合体たる協力学術研究団体は、学術会議と各学術研究団体との連絡調整を行うとともに、学術会議の各委員会の審議に協力することができる。

6 前各項に定めるもののほか、協力学術研究団体に関する事項は、幹事会が定める。

●日本学術会議細則（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 146 回総会決定）（抄）
（常置の委員会の設置）

第 10 条 機能別委員会は、別表第 2 のとおり設置することとし、運営に関する事項は、幹事会が定める。

2 （略）

別表第 2（第 10 条関係）

委員会名	委員長	職務
選考委員会	会長	会員及び連携会員の選考（会則第 8 条）

（以下略）

●日本学術会議の運営に関する内規（平成 17 年 10 月 4 日日本学術会議第 1 回幹事会決定）（抄）

（会員候補者及び連携会員の候補者の推薦等）

第 6 条 会員又は連携会員（会則第 7 条第 1 項に基づき任命された連携会員を除く。以下この条において同じ。）による会員候補者及び連携会員候補者の推薦は、別に幹事会が定める様式により、行うこととする。

2 前項の推薦の期間は、推薦を受け付ける期間として選考委員会が公表する期間とする。

3 第 1 項の推薦の効力は、前項の推薦を受け付ける期間の終了日の翌日から 3 年間とする。

4 1 人の会員又は連携会員が推薦できる人数は、第 2 項の推薦を受け付ける期間中、会員候補者及び連携会員候補者について、合わせて 5 人を限度とし、このうち会員候補者は 2 人を限度とする。

5 選考委員会は、会則第 8 条第 2 項の連携会員の候補者の名簿を作成するに当たり、会員経験者に関する情報をも収集するよう努めるものとする。

（会則第 7 条第 1 項に基づく連携会員の候補者の選考の手続）

第 6 条の 2 会則第 7 条第 1 項に基づく連携会員の候補者の選考の手続は、次のとおりとする。

(1) 各部は、分野別委員会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要があると認める者を、会則第 7 条第 1 項に基づく連携会員の候補者として別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。

(2) 副会長及び各部は、国際業務又は分野別委員会を除く委員会の特定の専門的事項の審議に参画させる必要があると認める者を、会則第 7 条第 1 項に基づく連携会員の候補者として別に幹事会が定める様式により、幹事会に推薦する。ただし、幹事会が別の会議を定める場合は、その会議が上記の推薦を行う。

(3) 幹事会は、当該候補者を国際業務に参画させる必要があると認めた場合又は第 12 条第 1 項第 3 号及び第 2 項第 5 号により当該専門的事項の審議が行われる委員会の委員として選考した場合に限り、会則第 8 条第 5 項の連携会員の候補者として決定することとする。

○ 日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令

〔平成十七年九月一日〕
内閣府令第九十三号

日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）第十七条の規定に基づき、日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令を次のように定める。

平成十七年九月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦手続を定める内閣府令

日本学術会議会員候補者の内閣総理大臣への推薦は、任命を要する期日の三十日前までに、当該候補者の氏名及び当該候補者が補欠の会員候補者である場合にはその任期を記載した書類を提出することにより行うものとする。

附 則

この府令は、平成十七年十月一日から施行する。

●補欠の会員の選考手続について

平成 18 年 6 月 22 日
日本学術会議第 18 回幹事会申合せ

会員が任期の途中において定年、死亡、辞職又は免職により退任する場合、その後任者となる者（以下「補欠の会員」という。）の選考手続については、以下に定める要領に従って行うものとする。ただし、補欠の会員の選任は、少なくとも補欠の会員となった者が 1 回の通常総会に出席できるよう、任期末の前年の 10 月の総会以前の総会において補欠の会員候補者の承認を行うことが可能な場合に実施することができる。

1. 幹事会は、前任者の所属部等を考慮して補欠の会員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を依頼する部を決定する。
2. 会長は、幹事会の決定を受けて当該部に対し、候補者の推薦を依頼する。
3. 依頼を受けた部は、一般の連携会員の中から 5 人以内の複数の候補者を選定し、別紙様式により選考委員会に推薦する。
4. 選考委員会は、前項の推薦に基づいて、順位を付して候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
5. 幹事会は、前項の名簿に基づいて 1 人の候補者を選定し、総会の承認を得て、内閣総理大臣に推薦することを会長に求める。
6. 本申合せによる選考手続は、補欠の会員を選任する事由が発生した後遅滞なく開始し、適時に総会の承認を得ることができるように行うものとする。
ただし、前任者の退任事由が定年である場合には、適時に総会の承認を得ることができるようにするため、前任者の定年に達する日に先立ち手続を開始することができる。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 20 日日本学術会議第 48 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 19 日日本学術会議第 73 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２２年１０月２１日日本学術会議第１０９回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２３年３月１７日日本学術会議第１１７回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成３１年４月２４日日本学術会議第２７７回幹事会決定）
この決定は、元号を改める政令（平成３１年政令第１４３号）の施行の日から施行する。

附 則（令和３年２月２５日日本学術会議第３０８回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

推薦書
(補欠会員候補者関係)

<別紙様式 1>

令和 年 月 日

選考委員会委員長 ○ ○ ○ ○ あて

第○部部長 ○ ○ ○ ○

定年（又は 死亡、辞職、免職）により退任予定の（又は 退任した）○○ ○○
会員の後任者として、一般の連携会員である下記の者を推薦します。

記

補欠の会員の候補者（5人以内の複数）

氏 名	生年月日	専門分野	現 職	推薦理由 (100字以内)

(注1) 「専門分野」は、分野別委員会に対応する30分野の中から一つを記入する。

(注2) 候補者について優先順位がある場合は、氏名の後に番号を付してください。

日本学術会議補欠会員候補者推薦書

… 必須入力項目です

… どれかひとつは入力してください

氏名： < 姓 > < 名 > 性別： ※[男][女]から選択してください。
 ふりがな： ※全角ひらがな 生年月日： 就任時 歳（自動計算）
 戸籍名： 西暦4桁／月／日 形式で入力してください。
 ふりがな： ※全角ひらがな

※ 通常使用している氏名と戸籍名が異なる場合に記入してください。〈姓〉〈名〉のどちらかだけが異なる場合でも、〈姓〉〈名〉の両方を入力してください。

候補者の日本学術会議での現職／非現職区分 ※ドロップダウンリストからの選択です。

である

勤務先名：
 勤務先での職名：

< 自宅住所 > 郵便番号： ※ハイフン区切り半角数字 都道府県： 所在地（市区町村以下）： 建物等名： 電話番号： ※ハイフン区切り半角数字 FAX番号： ※ハイフン区切り半角数字 E-mail： 	< 勤務先 > ※勤務先がない場合は、自宅住所を再度記入してください。 郵便番号： ※ハイフン区切り半角数字 都道府県： 所在地（市区町村以下）： 建物等名： 電話番号： ※ハイフン区切り半角数字 内線番号： FAX番号： ※ハイフン区切り半角数字 E-mail：
--	--

※ 郵送以外に、自宅か勤務先の中で少なくとも1つの連絡方法を入力してください。

優先する連絡先： に連絡する ※[自宅][勤務先]から選択してください。

< 主要な学歴および学位を3件以内で記入してください >

	年	月	学歴・学位の内容
学歴・学位1：	 	 	
学歴・学位2：	 	 	
学歴・学位3：	 	 	

※西暦4桁（半角数字） ※1～12の半角数字

< 主要な職歴を現職から順に遡って7件以内で記入してください >

	年	月	職歴の内容
職歴1：	 	 	
職歴2：	 	 	
職歴3：	 	 	
職歴4：	 	 	
職歴5：	 	 	
職歴6：	 	 	
職歴7：	 	 	

※西暦4桁（半角数字） ※1～12の半角数字

現職名・名簿記載職名：

※ こちらに記入した内容が、名簿記載上の職名となります。

＜ 専門分野（「科学研究費助成事業（科研費）」の審査区分表の中から相当する小区分名）を3件以内で入力してください（小区分名は「科研費審査区分表」シート参照）＞

※ 科研費を受け取っていない場合でも、該当すると思われる専門分野を入力してください。

	＜小区分名＞	＜小区分の説明＞	
専門分野(科研費審査区分) 1:			※ #N/A と表示された場合は＜小区分名＞が誤りです。
専門分野(科研費審査区分) 2:			※ #N/A と表示された場合は＜小区分名＞が誤りです。
専門分野(科研費審査区分) 3:			※ #N/A と表示された場合は＜小区分名＞が誤りです。

＜ 主要な研究内容を3件以内で記入してください ＞

研究内容 1:	
研究内容 2:	
研究内容 3:	

＜ 所属している国内の学会の名前を3件以内で記入してください ＞

国内所属学会名 1:	
国内所属学会名 2:	
国内所属学会名 3:	

＜ 所属している海外の学会の名前を3件以内で記入してください ＞

国際所属学会名 1:	
国際所属学会名 2:	
国際所属学会名 3:	

＜ 主要な学術論文、著書、特許等の学術的業績を5件以内で記入してください ＞

業績 1: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:	
標題、書名又は 産業財産権の名称:	
雑誌名、出版社又は 会議名、開催場所等:	
発行年、開催年又は取得年:	※西暦4桁（半角数字）

業績 2: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:	
標題、書名又は 産業財産権の名称:	
雑誌名、出版社又は 会議名、開催場所等:	
発行年、開催年又は取得年:	※西暦4桁（半角数字）

業績 3: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:	
標題、書名又は 産業財産権の名称:	
雑誌名、出版社又は 会議名、開催場所等:	
発行年、開催年又は取得年:	※西暦4桁（半角数字）

業績 4: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:	
標題、書名又は 産業財産権の名称:	
雑誌名、出版社又は 会議名、開催場所等:	
発行年、開催年又は取得年:	※西暦4桁（半角数字）

業績 5:

※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:

標題、書名又は
産業財産権の名称:

雑誌名、出版社又は
会議名、開催場所等:

発行年、開催年又は取得年:

※西暦4桁（半角数字）

< 主要な受賞歴を3件以内で記入してください >

	受賞年	賞名	授賞機関
受賞歴 1:			
受賞歴 2:			
受賞歴 3:			

※西暦4桁（半角数字）

●補欠の連携会員の選考手続について

〔平成 21 年 10 月 1 日〕
日本学術会議第 82 回幹事会決定

連携会員が任期の途中において死亡、辞職、免職又は会員就任により退任する場合、その後任者となる者（以下「補欠の連携会員」という。）の選考手続については、以下に定める要領に従って行うものとする。

- 1 退任する連携会員の専門分野に関係する部は、幹事会に対して補欠の連携会員の選任を別紙様式 1 により要望することができる。
- 2 幹事会は、前項の要望について審議し、必要があると認めるときは、補欠の連携会員の候補者（以下「候補者」という。）の推薦を依頼する部を決定する。
- 3 会長は、幹事会の決定を受けて当該部に対し、候補者の推薦を依頼する。
- 4 依頼を受けた部は、5 人以内の複数の候補者を選定し、別紙様式 2 及び 3 により選考委員会に推薦する。
- 5 選考委員会は、前項の推薦に基づいて、順位を付して候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
- 6 幹事会は、前項の名簿に基づいて 1 人の候補者を選定し、任命することを会長に求める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 22 年 10 月 21 日日本学術会議第 109 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 31 年 4 月 24 日日本学術会議第 277 回幹事会決定）

この決定は、元号を改める政令（平成 31 年政令第 143 号）の施行の日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 25 日日本学術会議第 308 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

要望書
(補欠連携会員候補者関係)

<別紙様式 1>

令和 年 月 日

会長 ○ ○ ○ ○ あて

第○部部長 ○ ○ ○ ○

○○により退任した○○○○連携会員の後任者の補充について、下記の理由により必要であるので、補欠の連携会員の選任を行うよう要望します。

記

推薦書
(補欠連携会員候補者関係)

令和 年 月 日

選考委員会委員長 ○ ○ ○ ○ あて

第○部部长 ○ ○ ○ ○

○○により退任した○○○○連携会員の後任者として、下記の者を推薦します。

記

補欠の連携会員の候補者（5人以内の複数）

氏 名	生年月日	専門分野	現 職	推薦理由 (100字以内)

(注1) 「専門分野」は、分野別委員会に対応する30分野の中から一つを記入する。

(注2) 候補者について優先順位がある場合は、氏名の後に番号を付してください。

日本学術会議補欠連携会員候補者推薦書

… 必須入力項目です
 … どれかひとつは入力してください

氏名：＜ 姓 ＞ ＜ 名 ＞ 性別： ※[男][女]から選択してください。
 ふりがな： ※全角ひらがな 生年月日： 就任時 歳（自動計算）
 西暦4桁／月／日 形式で入力してください。

戸籍名： ※全角ひらがな
 ふりがな： ※全角ひらがな

※ 通常使用している氏名と戸籍名が異なる場合に記入してください。 ＜姓＞＜名＞のどちらかだけが異なる場合でも、＜姓＞＜名＞の両方を入力してください。

候補者の日本学術会議での現職／非現職区分

である

勤務先名：
 勤務先での職名：

＜ 自宅住所 ＞

郵便番号： ※ハイフン区切り半角数字
 都道府県：
 所在地（市区町村以下）：

建物等名：

電話番号： ※ハイフン区切り半角数字

FAX番号： ※ハイフン区切り半角数字

E-mail：

＜ 勤務先 ＞ ※勤務先がない場合は、自宅住所を再度記入してください。

郵便番号： ※ハイフン区切り半角数字
 都道府県：

所在地（市区町村以下）：

建物等名：

電話番号： ※ハイフン区切り半角数字

内線番号：

FAX番号： ※ハイフン区切り半角数字

E-mail：

※ 郵送以外に、自宅か勤務先の中で少なくとも1つの連絡方法を入力してください。

優先する連絡先： に連絡する ※[自宅][勤務先]から選択してください。

＜ 主要な学歴および学位を3件以内で記入してください ＞

学歴・学位	年	月	学歴・学位の内容
学歴・学位 1：			
学歴・学位 2：			
学歴・学位 3：			

※西暦4桁（半角数字） ※1～12の半角数字

＜ 主要な職歴を現職から順に遡って7件以内で記入してください ＞

職歴	年	月	職歴の内容
職歴 1：			
職歴 2：			
職歴 3：			
職歴 4：			
職歴 5：			
職歴 6：			
職歴 7：			

※西暦4桁（半角数字） ※1～12の半角数字

現職名・名簿記載職名：

※ こちらに記入した内容が、名簿記載上の職名となります。

＜ 専門分野（「科学研究費助成事業（科研費）」の審査区分表の中から相当する小区分名）を3件以内で入力してください＞
（小区分名は「科研費審査区分表」シート参照）

※科研費を受け取っていない場合でも、該当すると思われる専門分野を入力してください。

＜小区分名＞ ＜ 小区分の説明 ＞

専門分野(科研費審査区分) 1: ※ #N/A と表示された場合は<小区分名>が誤りです。

専門分野(科研費審査区分) 2: ※ #N/A と表示された場合は<小区分名>が誤りです。

専門分野(科研費審査区分) 3: ※ #N/A と表示された場合は<小区分名>が誤りです。

＜ 主要な研究内容を3件以内で記入してください ＞

研究内容 1:

研究内容 2:

研究内容 3:

＜ 所属している国内の学会の名前を3件以内で記入してください ＞

国内所属学会名 1:

国内所属学会名 2:

国内所属学会名 3:

＜ 所属している海外の学会の名前を3件以内で記入してください ＞

国際所属学会名 1:

国際所属学会名 2:

国際所属学会名 3:

＜ 主要な学術論文、著書、特許等の学術的業績を5件以内で記入してください ＞

業績 1: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:

標題、書名又は
産業財産権の名称:

雑誌名、出版社又は
会議名、開催場所等:

発行年、開催年又は取得年: ※西暦4桁（半角数字）

業績 2: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:

標題、書名又は
産業財産権の名称:

雑誌名、出版社又は
会議名、開催場所等:

発行年、開催年又は取得年: ※西暦4桁（半角数字）

業績 3: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:

標題、書名又は
産業財産権の名称:

雑誌名、出版社又は
会議名、開催場所等:

発行年、開催年又は取得年: ※西暦4桁（半角数字）

業績 4: ※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:

標題、書名又は
産業財産権の名称:

雑誌名、出版社又は
会議名、開催場所等:

発行年、開催年又は取得年: ※西暦4桁（半角数字）

業績 5:

※[学術論文][著書][産業財産権]から選択してください。

▼ 項目名は上記の選択に応じて変化します。

著者名又は発明者名:

標題、書名又は
産業財産権の名称:

雑誌名、出版社又は
会議名、開催場所等:

発行年、開催年又は取得年:

※西暦4桁（半角数字）

< 主要な受賞歴を3件以内で記入してください >

	受賞年	賞名	授賞機関
受賞歴 1:			
受賞歴 2:			
受賞歴 3:			

※西暦4桁（半角数字）

●定年又は任期満了により退任する会員の連携会員への就任について

〔平成 18 年 6 月 22 日〕
日本学術会議第 18 回幹事会申合せ

会員が定年又は任期満了により退任するに際しては、引き続き一般の連携会員として日本学術会議の活動に参画することが必要かつ適当と認められる場合が多いと考えられる。この場合、退任する会員を直ちに連携会員に就任させるためには、連携会員の通常の選考手続によることができず、特別の手続を必要とするので、当面、以下に定める要領に従って選考を行うものとする。

1. 会長は、定年又は任期満了により退任する会員を連携会員に任命するため、この者を連携会員候補者として選考委員会に推薦することができる。
2. 会長は、推薦に先立って、当該会員が所属する部を経由して、当該会員に対し連携会員への就任意思を確認するものとする。
3. 選考委員会は、審議・検討の上、連携会員の候補者の名簿を作成し、幹事会に提出する。
4. 幹事会は、選考委員会から提出された名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。
5. 以上の手続によって任命される者の連携会員としての任期は、6 年とする。

附 則（平成 22 年 10 月 21 日日本学術会議第 109 回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 18 日日本学術会議第 223 回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行し、改正後の定年又は任期満了により退任する会員の連携会員への就任についての規定は平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

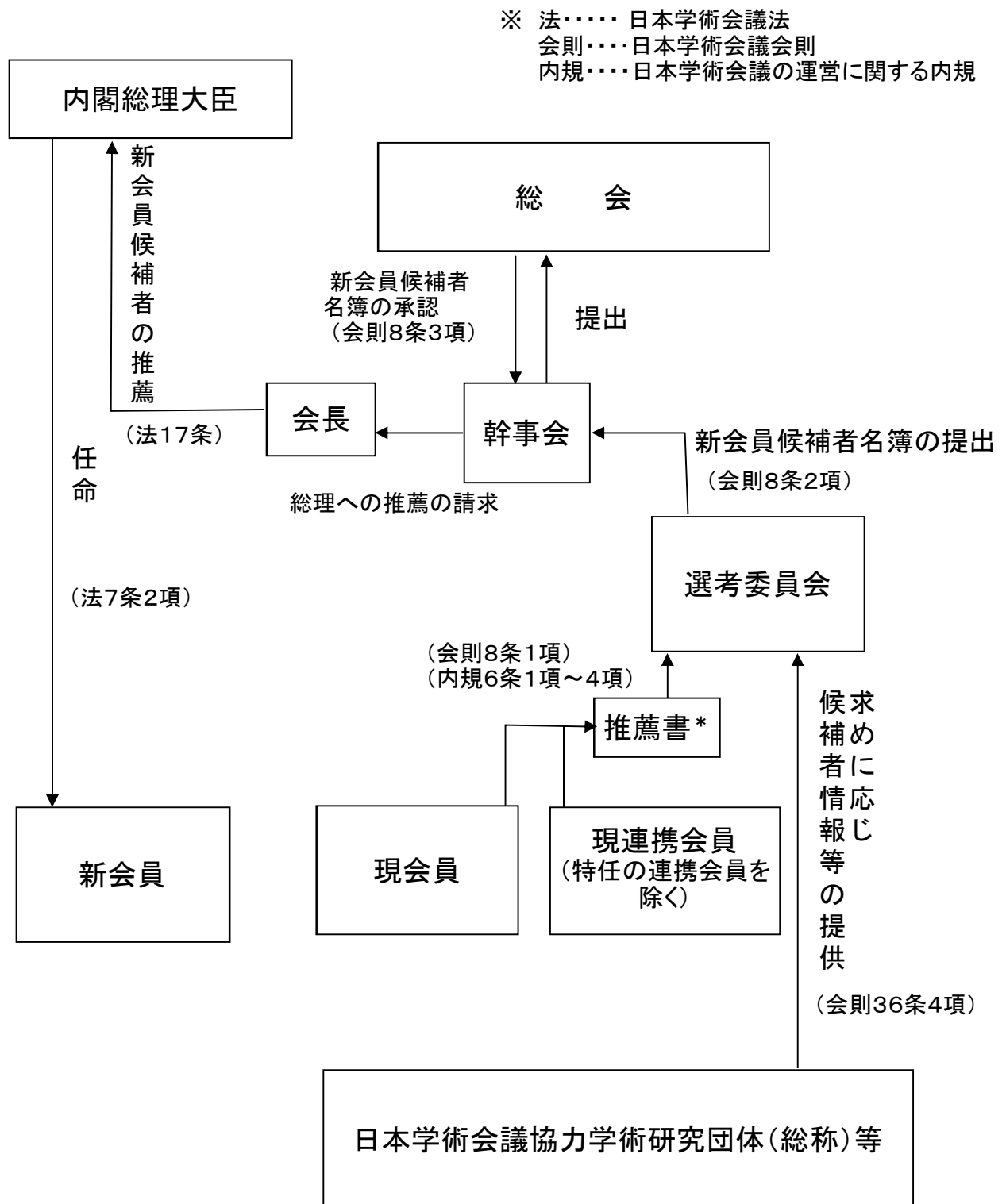
●ノーベル賞その他の学術的栄誉を受けた者の連携会員への就任について

〔平成20年10月23日〕
日本学術会議第67回幹事会申合せ

ノーベル賞その他の幹事会が適当と認める学術的栄誉を受けた者（受賞者が研究者である場合に限る。）を速やかに連携会員に就任させるためには、通常の連携会員の選考手続によることができないので、以下に定める要領に従って選考を行うものとする。

1. 会長は、ノーベル賞その他の学術的栄誉を受けた者を連携会員に任命するため、任期を付してこの者を選考委員会に推薦することができる。
2. 選考委員会は、審議・検討の上、連携会員候補者名簿を作成し、幹事会に提出する。
3. 幹事会は、選考委員会から提出された名簿に基づき、連携会員の候補者を決定し、その任命を会長に求めるものとする。
4. 会長又は会長が指名する会員は、幹事会決定後速やかに、当該者に対し、連携会員への就任意思を確認し、会長は、当該者に就任の意思がある場合には、連携会員に任命するものとする。

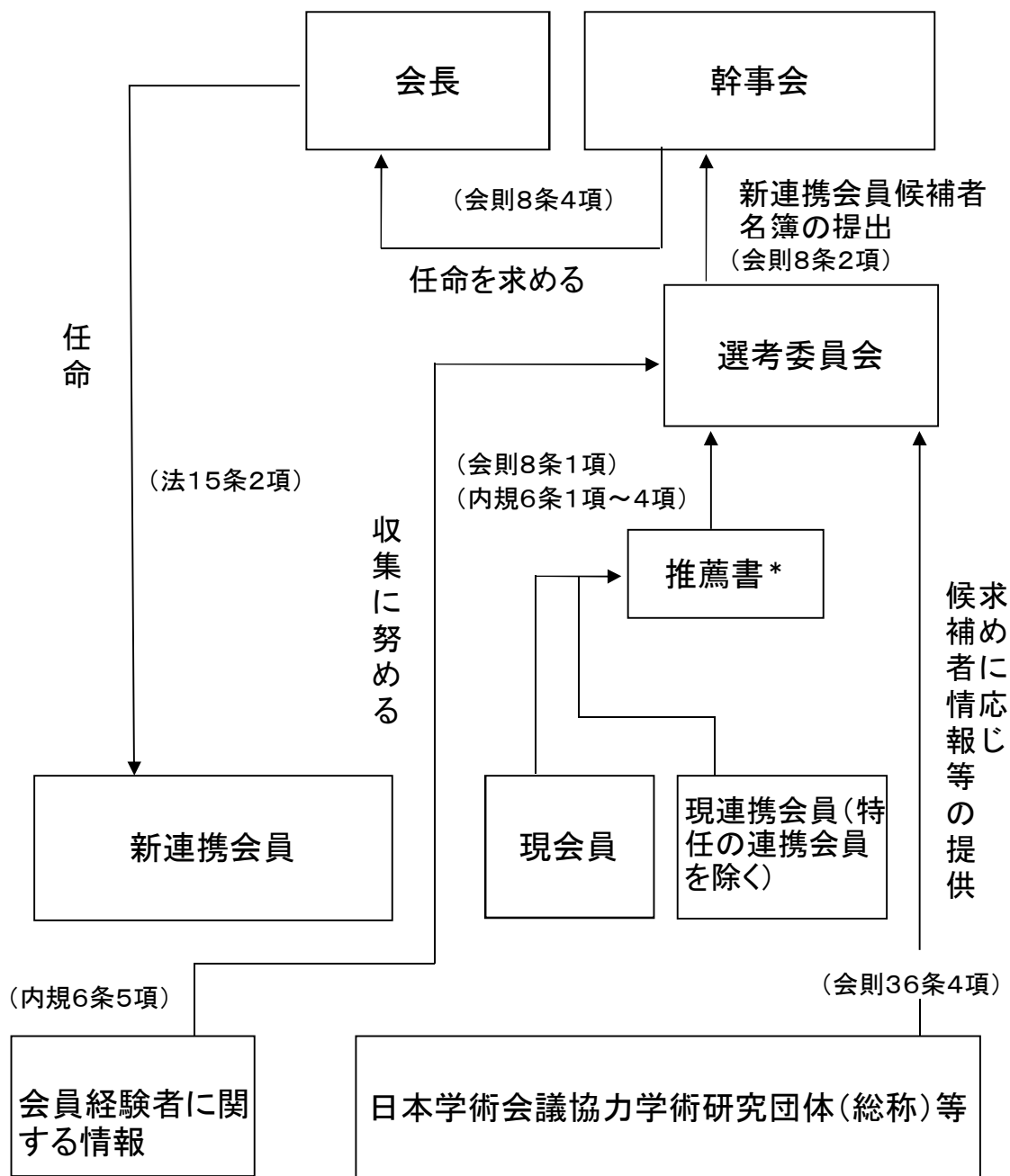
● 会員選考の手続きフロー図



* 現会員及び現連携会員(特任の連携会員を除く。以下同じ。)は、幹事会が定めた様式により、新たな会員候補者及び連携会員候補者を合わせて5人以内(うち会員候補者は2人以内)推薦する。

●(一般の)連携会員選考の手続きフロー図

※ 法……日本学術会議法
 会則……日本学術会議会則
 内規……日本学術会議の運営に関する内規



* 現会員及び現連携会員(特任の連携会員を除く。以下同じ。)は、幹事会が定めた様式により、新たな会員候補者及び連携会員候補者を合わせて5人以内(うち会員候補者は2人以内)推薦する。

会員と連携会員の位置付け

種別 (根拠規定)	役割等	選考・任命等	任 期	再任の制限	定年	会員・連携 会員候補 者の推薦	備考 (位置付け)
会員 (法第7条)	日本学術会議(＝総会)を組織。(法第7条第1項) 部に所属。(法第11条第4項) 幹事会は会長・副会長・各部の役員で構成。(法第14条第2項) 会長は会員の互選。(法第8条第2項) 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て会長が指名。(法第8条第3項)	会員又は連携会員による推薦その他の情報に基づき、選考委員会が候補者名簿を作成。総会の承認を得て、会員の候補者を内閣総理大臣に推薦。(会則第8条第1項～第3項) 内閣総理大臣が任命。(法第7条第2項) 特別職の国家公務員(非常勤)	6年 (法第7条第3項) 補欠の会員は前任者の残任期間(法第7条第4項)	再任不可 (法第7条第5項、附則第6条第3項) 補欠の会員は1回に限り再任可(法第7条第5項ただし書)	70歳	会員候補者・連携会員候補者合わせて5人以内、そのうち会員候補者は2人以内(内規第6条第4項)	会員・連携会員合わせて約2200名の執行役員の位置付けとして日本学術会議の運営に携わる。したがって、総会や部を構成し、運営に関わる事項の審議・決定を行う。(機能別委員会及び分野別委員会の委員長が会員に限られているのもその趣旨による。)
一般の連携会員 (注1) (法第15条、令第1条第1項、会則第7条第2項)	会員と連携して日本学術会議の職務の一部を行う。(法第15条第1項) 委員会及び分科会等を組織。(法第15条の2) 【機能別及び分野別委員会の委員長になることはできない。(細則別表第2及び内規第10条)】	会員又は連携会員による推薦その他の情報に基づき、選考委員会が候補者名簿を作成。 幹事会が候補者を決定。(会則第8条第1項、第2項、第4項) 会長が任命。(法第15条第2項) 一般職の国家公務員(非常勤)	6年 (令第1条第1項) 6年未満の必要な期間を定めることも可(会則第7条第2項)	2回まで再任可 (任命時点で70歳以上は、当該任期限り) (会則第12条第1項)	－	会員候補者・連携会員候補者合わせて5人以内、そのうち会員候補者は2人以内(内規第6条第4項)	委員会及びその分科会等の委員として、また、国際活動において、会員と連携し一体となって活動を行う。
特任の連携会員 (注1) (法第15条、令第1条第1項、会則第7条第1項)	国際業務又は委員会(機能別委員会本体を除く。)の特定の専門的事項の審議に参画。 【国際学術団体の役員の任期中、課題別委員会の設置期間、又は常置の委員会(注2)及びその分科会等では特定の専門的事項の審議が行われている期間、必要な期間任命】(会則第7条第1項)	委員会の委員に委嘱すべき者を特任の連携会員候補者として、別に定めのある場合を除き、原則として各部が幹事会に推薦。 幹事会が候補者を決定。(会則第8条第5項) 会長が任命。(法第15条第2項)	3年以下 (会則第7条第1項)	再任の制限なし (会則第12条第3項)	－	なし (会則第8条第1項)	会員及び一般の連携会員のみで担うことの困難な専門的事項の審議や国際活動に専門委員的に参画するため、必要な任期に限って任命される。

(注1)「一般の連携会員」、「特任の連携会員」等の名称は便宜上のもの。

(注2)「常置の委員会」とは、機能別委員会及び分野別委員会を指す。なお、この他に、課題別委員会等を総称して「臨時の委員会」と呼んでいる。

●日本学術会議栄誉会員規程

〔平成 23 年 9 月 1 日〕
〔日本学術会議第 133 回幹事会決定〕

(称号の授与)

第 1 条 日本学術会議会則第 35 条に定める日本学術会議栄誉会員（以下「栄誉会員」という。）の称号については、以下に定める要領に従って授与するものとする。

(1) 栄誉会員の称号は、次の各号のいずれかに該当する科学者（現に会員又は連携会員である者を除く。）に対し、授与することができる。

- 一 日本学術会議の活動に多大な寄与をなし、日本の学術の発展に著しい貢献をした科学者
- 二 ノーベル賞その他の学術的栄誉を受けるなど卓越した研究若しくは業績がある科学者
- 三 日本の科学者コミュニティの国際的発展に著しい貢献をした科学者

(2) 栄誉会員選考の手順は以下のとおりとする。

- 一 会長は、栄誉会員の称号に適した科学者の候補者名簿を作成し、幹事会に提出する。
- 二 前号の名簿の作成に際し、各部及び各機能別委員会は、栄誉会員の称号に適した科学者を理由を付して会長に推薦することができる。
- 三 幹事会は、栄誉会員候補者名簿に基づき、栄誉会員の候補者を決定する。
- 四 会長又は会長が指名する会員は、幹事会決定後速やかに、当該者に対し、栄誉会員の称号の受諾意思を確認し、会長は、当該者に栄誉会員の称号受諾の意思がある場合には、栄誉会員の称号を授与するものとする。

(活動)

第 2 条 日本学術会議は、日本学術会議会則第 35 条第 2 項の規定に基づき、栄誉会員に対し、委員会、分科会、小分科会及び小委員会の審議に協力するよう求めることができる。この場合においては、求めに応じ協力する栄誉会員を特別委員と称するものとする。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 30 日日本学術会議第 193 回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。

附 則（平成２７年２月２７日日本学術会議第２０９回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

附 則（令和３年３月２５日日本学術会議第３０９回幹事会決定）
この決定は、決定の日から施行する。

推薦書の記入例

令和 年 月 日

日本学術会議会長 ○○ ○○ あて

第○部部長（又は○○委員会委員長） ○○ ○○

日本学術会議栄誉会員の称号に適した科学者の推薦について

日本学術会議栄誉会員の称号の授与について（平成23年9月1日第133回幹事会決定）2の一に基づき、日本学術会議栄誉会員の称号に適した科学者を下記のとおり推薦します。

記

1. 氏 名 ○○ ○○

2. 現 職 ○○大学○○学部教授

3. 生年月日 昭和○○年○○月○○日

4. 推薦理由 ○○氏は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・
・・ということ
から、同幹事会決定1の二に定める「ノーベル賞その他の学術的栄誉を受けるなど卓越した研究若しくは業績がある科学者」（1の一に定める「日本学術会議の活動に多大な寄与をなし、日本の学術の発展に著しい貢献をした科学者」）（1の三に定める「日本の科学者コミュニティーの国際的発展に著しい貢献をした科学者」）に該当するため。